

第6期稲城市障害福祉計画

第2期稲城市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

稲 城 市

第6期稲城市障害福祉計画・第2期稲城市障害児福祉計画 目次

第1章 計画の性格と基本理念について	1
1 障害福祉関係施策の流れ	2
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の性格について	4
3 計画の基本理念	6
4 計画の基本方針	10
5 計画の推進	14
第2章 各サービスの見込量について	15
1 各サービスの見込量（総括表）	16
2 介護給付・訓練等給付	18
3 障害児通所給付	26
4 地域生活支援事業	29
第3章 アンケートの内容と結果について	35
1 第6期障害福祉計画等のためのアンケートについて	36
2 障害のある方等に対するアンケート集計結果	37
第4章 障害者団体や事業者への調査及び市民意見公募の結果について	61
1 第6期障害福祉計画等のための団体・事業者調査について	62
2 当事者団体からの主な意見	63
3 サービス提供事業者からの主な意見	68
4 市民意見公募について	70
付属資料	71
1 稲城市地域自立支援協議会の開催状況	72
2 稲城市地域自立支援協議会委員名簿	73
3 稲城市地域自立支援協議会設置要綱	74

第1章

計画の性格と基本理念について

1 障害福祉関係施策の流れ

元号年 (西暦)	昭和20 (1945)	昭和30 (1955)	昭和40 (1965)	昭和50 (1975)	昭和60 (1985)	平成元年 (1989)
				昭和 45 年 心身障害者対策基本法制定 平成 5 年 障害者基本法へ		
	昭和 24 年 身体障害者福祉法制定					
				昭和 35 年 精神薄弱者福祉法制定 平成 10 年 知的障害者福祉法へ		
	昭和 25 年 精神衛生法制定 昭和 62 年 精神保健法へ、平成 7 年精神保健福祉法へ					
	昭和 22 年 児童福祉法制定 平成 28 年改正					

1 支援費制度への移行

平成12（2000）年に身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法が改正され、障害福祉サービスは、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、平成15（2003）年に障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスが利用できる「支援費制度」へと移行しました。

2 障害者基本法の改正と発達障害者支援法の施行

平成16（2004）年には障害者基本法が改正され障害を理由とする差別や権利侵害の禁止や市町村の「障害者計画」の策定義務が規定されました。また、平成17（2005）年に発達障害者支援法が施行され、発達障害児者への支援が法的に明確化されました。

3 障害者自立支援法の施行と改正

平成18（2006）年に障害者自立支援法が施行され、3障害ごとに分かれていたサービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、就労支援の強化、支給決定手続きの透明化・明確化、利用者負担の原則と国の費用負担の責任の明確化などが図られました。

平成22（2010）年に障害者自立支援法及び児童福祉法の改正があり、応能負担を原則とする利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立生活の支援の充実が示されました。

平成10 (1998)	平成20 (2008)	平成30 (2018)	令和元年 (2019)
平成 26 年 障害者権利条約批准			
平成 15 支援費制度	平成 18 障害者自立支援法施行	平成 21 障害者雇用促進法 改正	
施行	平成 22 障害者自立支援法改正	平成 24 障害者優先調達推進法施行	
	平成 25 障害者総合支援法施行	平成 28 障害者差別解消法施行	
		平成 30 障害者雇用促進法 改正	
			平成16年 発達障害者支援法制定 平成28年改正

4 障害者総合支援法の制定

平成25（2013）年、障害者自立支援法は、「障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として改正施行され、障害者の定義に「難病」等が追加され、翌年、障害程度区分から障害支援区分への見直し等が実施されました。

5 障害者権利条約の批准

平成18（2006）年に障害者権利条約が国際連合総会で採択され、翌年、我が国も同条約に署名しました。この条約批准に向け、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法など国内法の整備が進められ、平成26（2014）年に批准しました。

6 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

平成28（2016）年、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応のために都道府県と市町村は、国の定める指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の性格について

1 障害福祉計画

障害福祉計画は、平成24年6月に制定された障害者総合支援法に基づき定めるものです。障害者総合支援法では、法で定める障害福祉サービスについてのニーズに基づいて具体的な利用量を見込むとともに、計画的にその整備・確保及び予算措置を図るべく障害福祉計画の策定が義務付けられています。本計画書はその第6期（令和3年度から令和5年度）に当たるものです。

第1～5期計画では平成18年度から令和2年度までの各3年間の障害福祉サービスの見込み量や確保策について決めました。

2 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、平成28年6月に改正された児童福祉法に基づき定めるものです。児童福祉法では、法で定める障害児通所支援等についてのニーズに基づいて具体的な利用量を見込むとともに、計画的にその整備・確保及び予算措置を図るべく障害児福祉計画の策定が義務付けられています。本計画はその第2期（令和3年度から令和5年度）に当たるものです。また、第6期障害福祉計画と合わせて一体的な計画として策定します。

3 障害者計画

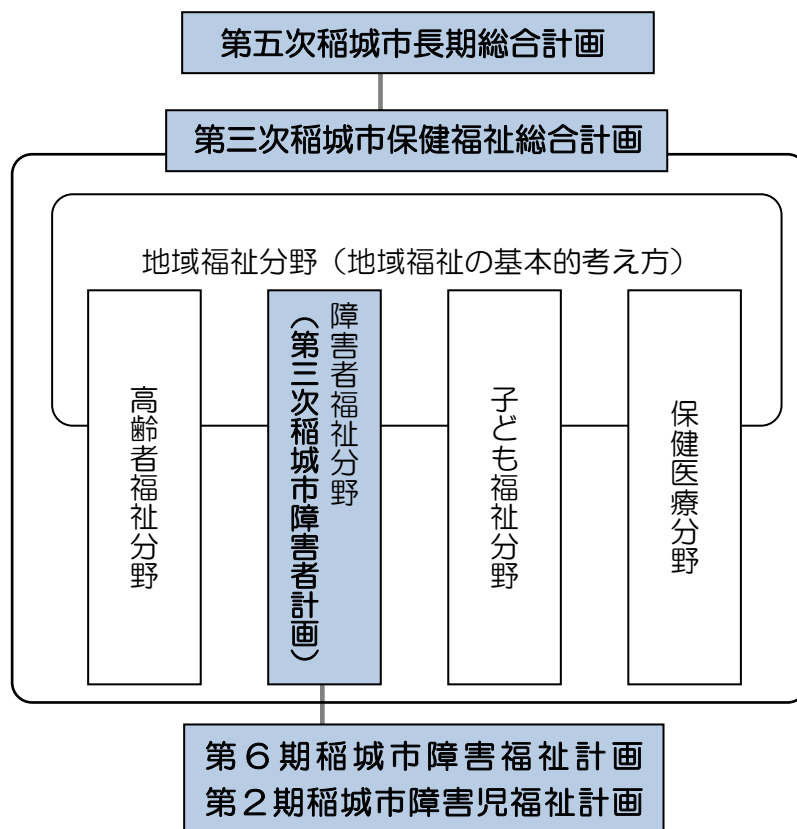
稲城市では障害者基本法に基づき、平成30年度から令和5年度までの6年間について障害者計画を策定しています。稲城市の場合、地域福祉、高齢者福祉、子育て支援、保健医療の各分野とあわせて稲城市保健福祉総合計画としてこれを定め、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに限らず、障害福祉施策全般に関する目標と計画について定めています。障害者計画では、大きく4つのテーマを定め、以下の施策を展開します。

【障害者計画の施策の内容】

基本目標1 自分らしく暮らせる地域生活の支援	基本目標3 だれもが活躍する地域づくり
(1) 相談支援の充実	(1) 就労支援の充実
(2) 障害福祉サービスの推進	(2) 本人活動の推進
(3) 保健・医療サービスの推進	(3) 団体活動の支援
(4) 生活安定への支援	(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
(5) ライフステージに対応した支援の充実	基本目標4 互いを認め合う社会づくり
(6) 重度重複障害者（児）への支援の充実	(1) 差別の解消と障害者理解の促進
(7) 高次脳機能障害者・難病患者への支援の推進	(2) 権利擁護の推進
(8) 災害対策等の充実	(3) 地域活動の充実
基本目標2 健やかな育ちに合わせた支援の充実	
(1) 障害児支援体制の充実	

4 計画の位置づけ

稲城市障害福祉計画および障害児福祉計画は、第五次稲城市長期総合計画、稲城市保健福祉総合計画（障害者計画など）および東京都障害福祉計画、これに関する国の指針と整合性を保ちながら、稲城市独自の事情やニーズを反映させたものです。障害者計画で掲げている基本目標1の「(2) 障害福祉サービスの推進」に関する具体的な見込数値となっています。



5 計画の策定プロセス、推進体制について

第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画は、令和2年度に5回開催された稲城市地域自立支援協議会での議論を経て策定されました。（後掲「付属資料」をご参照ください）

計画の策定途中では、障害者手帳所持者や障害福祉サービス等利用者に対するアンケート調査、障害福祉サービスに関わる事業者等に対するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、稲城市地域自立支援協議会で審議しました。また、東京都の計画に対する意見・方針との整合性を保てるよう、都によるヒアリングを受けました。さらに、稲城市地域自立支援協議会で審議した計画案に対して市民意見の公募を行い、その内容を反映させています。

令和3年度以降につきましても、稲城市地域自立支援協議会でこの計画に関して実際のサービスの利用状況等と照らし合わせるにより、定期的に計画の進捗状況を把握・評価し、計画的な施策の展開に反映させていきたいと考えています。

3 計画の基本理念

第6期障害福祉計画では、第5期障害福祉計画に引き続き、稲城市保健福祉総合計画にある第三次稲城市障害者計画の「ともに生き、ともにつくる まちづくり」という基本理念を掲げ、2つの計画で一環・連動したまちづくりを推進していきます。

ともに生き、ともにつくる まちづくり

このようなまちを作っていくためには、障害のある人が住み慣れた地域で様々な人とともに生き安心して暮らしていくために必要な支援、また、就労や社会参加など障害者本人の意思を尊重した支援に地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。障害のある人の生活を支援する様々な施策に取り組み、稲城らしさのあるまちづくりの実現を目指します。

障害のある人が自立して安心できる生活を地域ぐるみで支援する

障害のある人が、地域で自立して安心できる生活を送るためには、行政、障害福祉サービス提供事業者、関係団体等が様々なサービスや事業を通じて支援するだけでなく、身近な地域に住む市民がお互いに理解しあい、尊重しあい、支えあうことが大切です。

障害のある人のニーズに配慮した適切なサービスを提供する

一人ひとりの障害の状況は様々です。障害福祉サービスが市を基本とした仕組みに統一されたことを踏まえ、その人らしい自立した生活が送れるよう、心身の状況やニーズに合った適切なサービスが提供されることが大切です。

1 計画推進の視点

「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を目指してさまざまな施策、事業を展開するに当たっては、次のような視点に留意しながら進めていくこととします。



人権の尊重・障害者虐待の防止

市民がそれぞれの心身の状況や立場等を理解しあい、すべての市民の人権が尊重される地域社会づくりに努めます。



サービス利用者本人の意見を尊重した支援

障害のある人の立場に立った福祉サービス等が提供されるよう、本人の意思決定を支援し、自己決定を尊重した支援に努めます。



ともに生きるまちづくり

障害のある人が住みなれた地域で、差別されることなく、自分らしく暮らせるよう、共に生きる地域づくりに努めます。

行政機関だけでなく、地域一体となった支援を図るとともに、障害のある人もない人もともに過ごせる機会や場の充実を図り、互いを認め合う社会づくりの推進に努めます。



障害のある子どもへの支援

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活するために、関連施策と連携し、障害等の早期発見・早期支援に努めます。

障害のある子どもについて、乳幼児期から成人に至るまで、個々の特性に応じた支援ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携による支援体制の整備に努めます。



他の施策との連携

障害のある人への支援を行う中で、新たな就労機会等の創出、学校教育、保健・医療との連携等、障害者施策と他の施策との連携を図ります。

2 現状と課題

第6期稲城市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査を行い、下記のような現状と課題が把握できました。

○相談支援及び情報提供体制の充実

相談窓口の充実についてのご意見が多く挙げられました。障害福祉サービスを受ける入口として計画相談支援の制度がありますが、サービスについての情報を得る機会や相談できる場所を増やしてほしいというご意見がありました。その一方で、事業所からは、相談支援員の数が不足しており、必要な支援を提供しきれないという意見が挙げられました。

○事業所の人材の確保

既存の各事業所ともヘルパーの人員が不足しているというご意見が大勢を占めました。全般的にヘルパーが不足しており、希望する支援が受けられない現状です。増加しているニーズに対応するための人材を確保する必要があります。

○子どもの療育・教育の充実

子どもの療育のニーズが増えている現状のなか、身近に通うことができる施設がほしいというご意見がありました。特に重症心身障害児や医療的ケア児の療育を提供できる施設が市内になく、市外の施設を利用していることから、通所先の確保が必要です。

障害児の発達課題などニーズに合わせた環境整備や学校生活のサポートを希望する声も多くあり、支援が必要とされています。

○グループホームの整備

前期計画策定時に引き続き、グループホームへの入居を希望される方が一定数いました。とりわけ、保護者が高齢なため、元気なうちにグループホームに入居させたいという思いの方もいました。将来的なニーズを含めて、新たなニーズに対応していく必要があります。

○日中活動の場所の確保

重度や重複の障害のある人や医療的ケアが必要な人が、特別支援学校を卒業した後等に、日中活動できる場が市内及び近隣市で不足しているというご意見がありました。

重度や重複の障害のある人や医療的ケアが必要な人が、地域社会の中で安心して生活していくことができるよう、施設や事業所を市内に確保していく必要があります。

○障害への理解及び合理的配慮の推進

障害のある人への話し方や接し方、情報発信の方法、また、目に見えにくい障害に対する周囲の人々の配慮のあり方が十分ではないというご意見がありました。また、障害児・者が安心して暮らせる、障害のある人も幸せに暮らせる稲城市になってほしいというご意見がありました。

このことから、障害のある人もそうでない人もともに過ごせるような地域共生社会の実現に向け、地域や職場・学校などさまざまな場面で、障害への理解を深めていくことが必要です。

4 計画の基本方針

国の基本指針に定められた次の事項について、稲城市の考え方を示します。

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質の向上

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和5年度末における施設入所者数について、令和元年度末時点と比べ、6%以上が地域生活へ移行すること。
- ②令和5年度末における施設入所者数について、令和元年度末時点と比べ、1.6%以上削減されること。

【稲城市の考え方】

①については、障害者本人の意向も踏まえつつ、グループホーム等への移行を促進します。地域移行者数の目標値は4人とし、令和元年度末時点と比べた地域移行者の割合(D/A)についての目標値は10.0%としています。②については、真に入所が必要な方の対応は引き続き実施すべきであることから、単純な削減とはせず、入所待機者の希望に添えるよう努力します。

	項目	数値	考え方
A	令和元年度末時点の施設入所者数	40人	令和2年3月31日時点の施設入所者数
B	目標年度入所者数	39人	令和5年度末時点の利用人員
C	【目標】 削減見込(A-B)	1人 2.5%	差引減少見込み数
D	【目標】 地域生活移行者数 地域移行者の割合(D/A)	4人 10.0%	施設入所からGH等へ移行したものの数 (Aから移行したものの数とする)

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築すること。

【稲城市の考え方】

項目	目標 数値	考え方
保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場	年3回	重層的な連携による支援体制を構築する

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

各市町村又は各圏域に1カ所以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する。

【稲城市の考え方】

項目	目標 数値	考え方
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回	地域自立支援協議会等の場を活用する

* 「地域生活拠点等」とは・・・

障害者の高齢化、障害の重度化や「親亡き後」に備えるため、重度障害にも対応できる専門性を持ち、障害者本人や家族の緊急事態に対応できるしくみのこと。

国において、その整備促進を各自治体に求めており、拠点がもつべき具体的な機能として、①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりが挙げられています。実際に必要な機能や充足度合いについては、地域の実情に応じて、市町村が判断することとされています。

4. 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

令和5年度の一般就労への移行実績を令和元年度の実績の1.27倍以上とする。うち、就労移行を1.30倍、就労A型1.26倍、就労B型1.23倍以上を目指すこととする。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

さらに、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすること。

【稲城市の考え方】

本市には就労移行支援事業所がありませんが、近隣市に通いながら一般就労を目指す方が増えているため、指針にならない目標数値を設定しました。

項目	数値	考え方
平成29～令和元年度*の一般就労移行者数の平均	3.6人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数(移行支援事業3人、就労B型0.6人)
【目標】 令和5年度の一般就労移行者数	6人 1.6倍	移行支援事業4人(1.3倍)、就労A型1人、就労B型1人(1.6倍)、
【目標】 令和5年度の就労定着支援事業の利用割合	7割	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合

*国の基本指針では令和元年度の実績を基本とするとあるが、1人のため直近3年の平均とした

5. 障害児支援の提供体制の整備

【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること。(市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること。(市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)
- ④令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすること。
(市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)

【稲城市の考え方】

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	令和5年度末までに、市の実情に応じた体制整備を目指します。
保育所等訪問支援の利用体制の構築	済	3ヶ所を確保しつつ、地域社会への参加・包容を推進するため機能の充実を図ります。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	令和5年度末までに、圏域レベルでの体制整備を目指します。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所	令和5年度末までに、既存の地域自立支援協議会等を活用し、テーマについての議論を深め、協議の場の設置を目指します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	済	基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所2カ所に配置

6. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の効果を実施する体制を確保すること。

【稲城市の考え方】

項目	数値	考え方
総合的・専門的な相談支援	済	基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所2カ所
地域の相談支援体制の強化	随時・年4回	地域の相談支援事業所に随時専門的な指導、助言を実施し、年間を通して人材育成専門的な指導、連携強化の取組を進めます。

7. 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。

【稲城市の考え方】

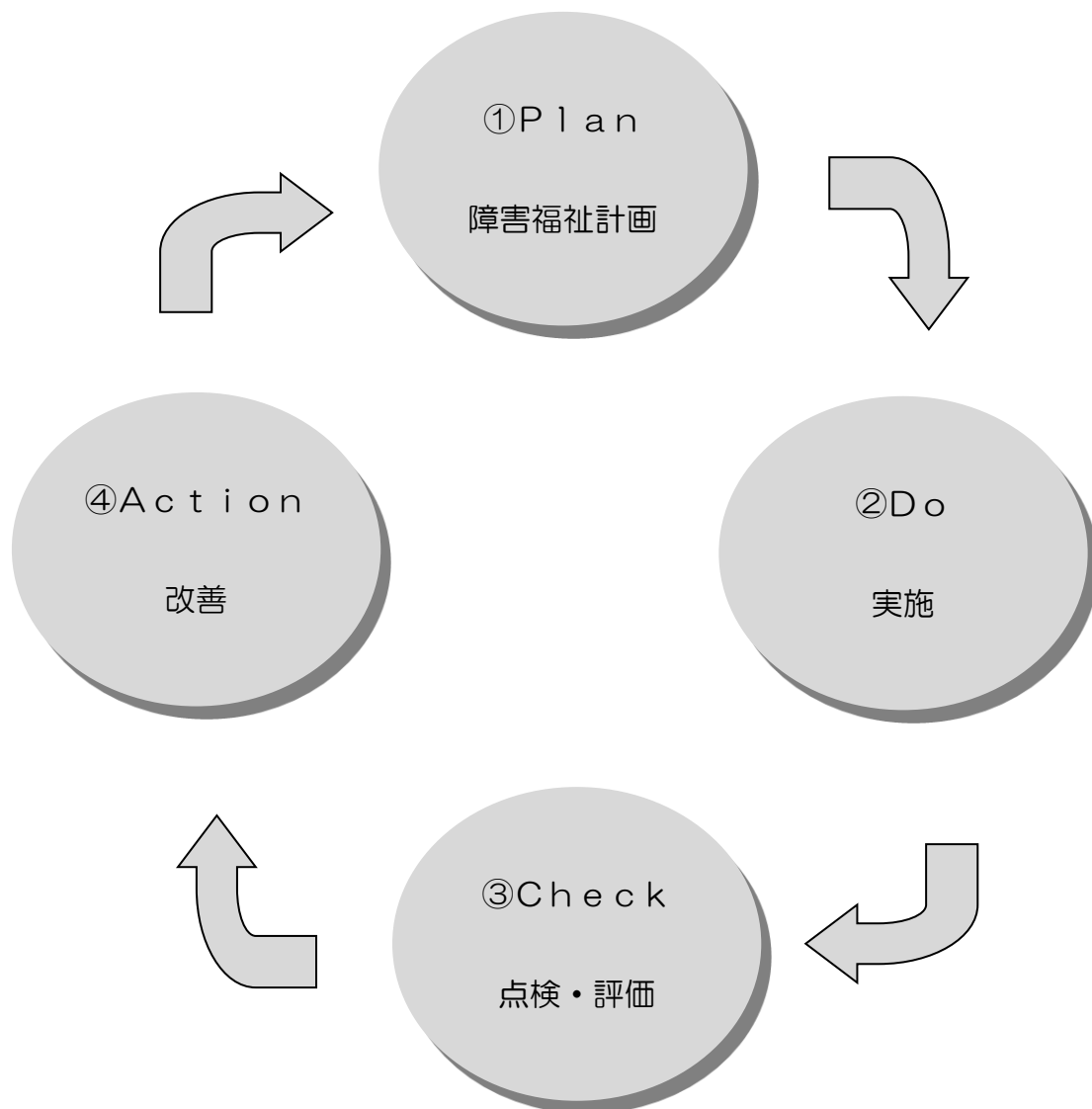
項目	数値	考え方
サービスの質の向上を図るための体制	年3回	自立支援協議会の場を活用して、サービスの質を向上させるための体制について検討する

5 計画の推進

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことができる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため、稲城市地域自立支援協議会を中心として、行政や市内の事業者・障害者関係団体などと連携して、具体的な施策の執行・検討、見直しを行う機会を設け、就労やサービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

具体的には、P D C Aサイクル（①計画作成→②実施→③点検・評価→④改善）のプロセスに基づいて、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策だけでなく広く市の置かれた現状や関連する分野の動向も踏まえながら評価を行い、取り組みのあり方などを見直し、計画期間を通じた継続的な改善を図ります。



第2章

各サービスの見込量について

1 各サービスの見込量（総括表）

第6期稲城市障害福祉計画等 サービス見込量（介護給付等）

* 30、31年度は実績値。

		単位	30年度	31年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	合計時間数(時間分/月)	2,258	2,217	2,370	2,142	2,163	2,185
		利用人数(人)	86	97	92	93	102	111
	同行援護	合計時間数(時間分/月)	116	128	55	117	117	117
		利用人数(人)	11	13	11	13	13	13
日中活動系サービス	生活介護	合計日数(人日分/月)	1,660	1,680	1,570	1,646	1,682	1,718
		利用人数(人)	93	96	90	94	96	98
	自立訓練(機能訓練)	合計日数(人日分/月)	0	0	0	4	4	4
		利用人数(人)	0	0	0	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	合計日数(人日分/月)	12	18	22	23	23	23
		利用人数(人)	3	4	3	6	6	6
	宿泊型自立訓練	合計日数(人日分/月)	30	29	2	31	31	31
		利用人数(人)	2	1	1	1	1	1
	就労移行支援	合計日数(人日分/月)	243	495	243	474	593	741
		利用人数(人)	34	54	19	49	56	64
	就労継続支援(A型)	合計日数(人日分/月)	277	339	422	354	464	608
		利用人数(人)	19	19	20	23	32	45
	就労継続支援(B型)	合計日数(人日分/月)	3,056	3,308	3,582	3,242	3,307	3,373
		利用人数(人)	228	267	250	252	279	310
	就労定着支援	利用人数(人)	6	8	10	9	12	16
	療養介護	利用人数(人)	8	8	8	8	8	8
短期入所(福祉型)	合計日数(人日分/月)	117	88	56	100	114	114	
	利用人数(人)	42	29	20	36	38	38	
短期入所(医療型)	合計日数(人日分/月)	21	34	14	27	27	27	
	利用人数(人)	10	16	10	15	18	22	
サービス 居住系	共同生活援助	利用人数(人)	59	59	55	62	75	84
	施設入所支援	利用人数(人)	42	43	40	43	41	39
	自立生活援助	利用人数(人)	0	0	0	1	1	1
支援 相談	計画相談支援	合計人数(人分/月)	68	78	67	94	117	140
	地域移行支援	合計人数(人分/月)	0	1	1	1	1	1
	地域定着支援	合計人数(人分/月)	0	0	0	1	1	1
児童サービス	児童発達支援	合計日数(人日分/月)	524	562	588	601	643	688
		利用人数(人)	147	164	142	184	206	231
	医療型児童発達支援	合計日数(人日分/月)	4	9	7	20	20	20
		利用人数(人)	1	1	2	2	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	合計日数(人日分/月)	0	0	0	20	20	20
		利用人数(人)	0	0	0	2	2	2
	放課後等デイサービス	合計日数(人日分/月)	1,128	1,255	1,175	1,544	1,899	2,336
		利用人数(人)	154	178	169	214	257	308
保育所等訪問支援	合計日数(人日分/月)	1	4	5	52	52	52	
	利用人数(人)	1	10	16	26	26	26	
障害児相談支援	利用人数(人)	46	39	10	56	69	82	

第6期稲城市障害福祉計画等 サービス見込量（地域生活支援事業）

事業名	3年度	4年度	5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施見込 有	実施見込 有	実施見込 有
(2)自発的活動支援事業	実施見込 有	実施見込 有	実施見込 有
(3)相談支援事業	実施見込	実施見込	実施見込
①障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター	有(2ヶ所)	有(2ヶ所)	有(2ヶ所)
	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
③住宅入居等支援事業	無	無	無
(4)成年後見制度	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
①利用支援事業	1人/月	1人/月	1人/月
②法人後見支援事業	実施見込 無	実施見込 無	実施見込 無
(5)意思疎通支援事業	派遣回数見込数	派遣回数見込数	派遣回数見込数
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	250回/年	250回/年	250回/年
②手話通訳者設置事業	実施見込 有	実施見込 有	実施見込 有
(6)日常生活用具給付等事業	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
①介護・訓練支援用具(特殊寝台等)	3人/年	3人/年	3人/年
②自立生活支援用具(屋内信号装置等)	10人/年	10人/年	10人/年
③在宅療養等支援用具(吸引・吸入器等)	10人/年	10人/年	10人/年
④情報・意思疎通支援用具(スピーチ等)	9人/年	9人/年	9人/年
⑤排泄管理支援用具(ストマ用具)	1600人/年	1600人/年	1600人/年
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2人/年	2人/年	2人/年
(7)手話奉仕員養成研修事業	受講見込者数 30人/年	受講見込者数 30人/年	受講見込者数 30人/年
(8)移動支援事業	実利用見込者数 65人/年 延べ利用見込時間数 5450時間/年	実利用見込者数 67人/年 延べ利用見込時間数 5600時間/年	実利用見込者数 70人/年 延べ利用見込時間数 5750時間/年
(9)地域活動支援センター	実施見込 有(1ヶ所) 実利用見込者数 2080人/年	実施見込 有(1ヶ所) 実利用見込者数 2080人/年	実施見込 有(1ヶ所) 実利用見込者数 2080人/年
(10)その他事業			
①日中一時支援事業	実利用見込者数 70人/月	実利用見込者数 70人/月	実利用見込者数 70人/月
②訪問入浴サービス事業	実利用見込者数 6人/月	実利用見込者数 6人/月	実利用見込者数 6人/月
③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施見込 有	実施見込 有	実施見込 有
④芸術・文化講座開催等事業	実施見込 無	実施見込 有	実施見込 有
⑤自動車教習費助成事業	実利用見込者数 2人/年	実利用見込者数 2人/年	実利用見込者数 2人/年
⑥自動車改造費助成事業	実利用見込者数 1人/年	実利用見込者数 1人/年	実利用見込者数 1人/年

*以下に記載の「見込量」は、今後サービスが必要とされる見込量を数値で表したもので、いわゆる「目標値」とは異なるものです。また、どのように見込んだのかは、「考え方」として示しています。

2 介護給付・訓練等給付

1. 訪問系サービス

① 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援

- ・居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
- ・重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護や、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス
- ・行動援護：知的障害や精神障害により行動が著しく困難で常に介護が必要な人に対して、行動するときに危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行うサービス
- ・重度障害者等包括支援：常に介護が必要で、その程度が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービス

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、サービス利用者の伸びや地域生活移行等による新たなサービスの利用者を見込んでいます。

単位	3年度	4年度	5年度
合計時間数(時間分/月)	2,142	2,163	2,185
利用人数(人)	93	102	111

② 同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある人に、移動時及びそれに伴う外出先で、必要な視覚情報の提供や移動介護、排せつ・食事等の介護などを行うサービスです。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。対象者はいるものの、当事者の高齢化等により、実際の利用は大きく伸びていません。

単位	3年度	4年度	5年度
合計時間数(時間分/月)	117	117	117
利用人数(人)	13	13	13

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	訪問系サービスの利用希望が多いことから、既存事業者に対して、サービス量の確保やサービス内容の拡充を図るよう働きかけます。新規開設を検討する事業者に対しては、事業参入しやすいよう積極的な情報提供を行います。 また、事業所に対して、都および関係機関が主催する研修等の情報提供を行うことにより、事業所の人材の確保や育成が図られるよう努めます。

2. 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護が必要な人に、施設において入浴・排せつ・食事の介護や創作活動の機会の提供などを行うサービスです。

[見込量と考え方]

利用人数については、特別支援学校等の卒業生の受け入れ等により、各年2名ずつの増加としました。市内施設だけでなく市外施設も含めて利用実績が伸びており、全体的に受け入れが厳しい状況です。このため、医療的ケアが必要な方や重度心身障害者等についても、受け入れが難しい傾向が続いています。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	1,646	1,682	1,718
利用人数(人)	94	96	98
市内定員(人)	70	70	70

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて身体機能向上のために必要な訓練などを行う事業です。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。有期サービスのため利用者の入れ替わりがあり、また市内及び近隣に利用できる施設が少ないため、見込量に増減はありません。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	4	4	4
利用人数(人)	1	1	1
市内定員(人)	0	0	0

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて生活能力向上のために必要な訓練などを行う事業です。

[見込量と考え方]

有期サービスであり、利用者の入れ替わりがあるため、2年度までの実績を踏まえ毎年度同数でサービス量を見込んでいます。市内に利用できる施設がありませんが、高次脳機能障害やアルコール依存症など、一定の障害に特化した事業所の利用希望があります。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	23	23	23
利用人数(人)	6	6	6
市内定員(人)	0	0	0

④ 宿泊型自立訓練

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて生活能力向上のために必要な訓練などを行う宿泊も含めた事業です。

[見込量と考え方]

有期サービスのため利用者の入れ替わりがあり、見込量に増減はありません。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	31	31	31
利用人数(人)	1	1	1
市内定員(人)	0	0	0

⑤ 就労移行支援

一般企業で働きたい障害者に、就労に必要な知識及び技術の習得等の支援を行う事業です。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。新規就労のためにサービスを利用するだけでなく、一般就労から退職後の再就職でサービスを利用するなどの利用希望もあります。市内事業所はありませんが、市外には精神障害者等を対象とした事業所が多くあります。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	474	593	741
利用人数(人)	49	56	64
市内定員(人)	0	0	0

⑥ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な障害者に、雇用契約を結んだうえで福祉的な就労の場を提供する事業です。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。市内事業所が1か所あり、市外事業所の利用実績も増加していることから、見込量が増えています。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	354	464	608
利用人数(人)	23	32	45
市内定員(人)	35	35	35

⑦ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な障害者に、福祉的な就労の場を提供する事業です。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、新規利用や就労移行支援からの移行などにより増加傾向で利用者を見込んでいます。市内事業所が平成29年度以降4か所開設し、市内定員が増えました。利用人数と市内定員に差がありますが、主に精神障害者向けのサービスを実施している事業所で、通所日数が少ない利用者が多く、定員より多い利用者が利用しているものです。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	3,242	3,307	3,373
利用人数(人)	252	279	310
市内定員(人)	160	160	160

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対して、就業に伴う生活面等の課題に対応できるよう、企業や関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。市内にはサービス提供事業者がありませんが、就労移行支援等の利用希望が増加していることから、見込量が増えています。

単位	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	9	12	16
市内定員(人)	0	0	0

⑨ 療養介護

医療と常時の介護が必要な障害者に対して、医療機関等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話などを行う事業です。

〔見込量と考え方〕

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。利用できる施設が限られており、新たな入所は想定し難く、現状維持としています。

単位	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	8	8	8
市内定員(人)	0	0	0

⑩ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間だけ施設に入所し、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービスです。

〔見込量と考え方〕

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。土日に利用が集中することや、重度重複の障害者が利用できる施設が限られているため、利用希望はあるものの、利用実績がそれほど伸びていない状況となっています。

単位		3年度	4年度	5年度
福祉型	合計日数(人日分/月)	100	114	114
	利用人数(人)	36	38	38
医療型	合計日数(人日分/月)	27	27	27
	利用人数(人)	15	18	22

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援 療養介護 短期入所	<p>生活介護をはじめとして日中活動系サービスの必要性は高いため、既存事業者に対して、サービス量の確保や、医療的ケアが必要な人や重度重複の障害者にも対応できるようなサービス内容の拡充を図るよう働きかけます。新規開設を検討する事業者に対しては、積極的な情報提供等を行うことにより、事業参入しやすい環境整備を図ります。</p> <p>また、市外の施設を利用する人も増えていることから、市外事業者の情報収集を行うとともに、利用者や家族への情報提供等に努めます。</p>

3. 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域で家庭的な雰囲気のもと障害のある人が共同生活を営み、その住宅において相談や日常生活上の援助を行う事業です。障害支援区分が重い場合は、入浴や排せつ、食事の介護なども行います。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。入所施設からの地域移行や、宿泊型自立訓練からの移行などの需要が高いことに加え、「親亡き後」を見据えて子どもの入所を希望する保護者も、年齢に関わらず増えています。また、重度障害者が利用できるグループホームのニーズもあります。

単位	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	62	75	84
市内定員(人)	52	70	70

② 施設入所支援

施設入所者へ生活の場として、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。新規の入所者が見込まれますが、現在の入所者の地域移行も進めていくため見込量が減っています。

単位	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	43	41	39
市内定員(人)	50	50	50

③ 自立生活援助

施設入所者及びグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、定期的に居宅を訪問し、生活面や健康面等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行うサービスです。

[見込量と考え方]

市内に利用できる事業所がありませんが、施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への移行者の実績をもとにサービス利用を見込んでいます。

単位	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	1	1	1
市内定員(人)	0	0	0

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助	<p>既存事業者に対して、サービス量の確保やサービス内容の拡充を図るよう働きかけます。新規開設を検討する事業者に対しては、事業参入しやすいよう積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、地域のなかで障害のある方が暮らすことへの市民の理解が深まるよう周知・啓発等に努めます。</p>

4. 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する場合に、個別支援計画やそのケアマネジメント、モニタリングによりサービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援です。

〔見込量と考え方〕

2年度までの実績をもとにサービス利用を見込んでいます。また、アンケート回答のなかで、今後増やしたいサービスで多くの利用希望があり、見込量にも反映しています。

単位	3年度	4年度	5年度
合計人数(人分/月)	94	117	140

② 地域移行支援・地域定着支援

・地域移行支援

施設入所や精神科病院等に入院している障害者に対し、退院、退所後に地域で生活できるよう相談等の支援を行うサービスです。

・地域定着支援

地域において生活する障害者のうち、単身生活または、家族等による緊急時の支援が見込まれない状況にある障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行うサービスです。

〔見込量と考え方〕

地域移行支援については、精神科病院からの退院予定者として各年度1人を見込んでいます。地域定着支援については、24時間連絡が取れる体制を確保することが難しいため、現在市内に事業所がありません。

単位	3年度	4年度	5年度	
地域移行支援	合計人数(人分/月)	1	1	1
地域定着支援	合計人数(人分/月)	1	1	1

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	<p>サービス等利用計画等に関する連絡・調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談事業所連絡会等の活用により各機関の連携や人材育成を図り、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、障害福祉サービスの事業者だけでなく、介護保険事業者等に対しても情報提供や新規参入を働きかけ、相談支援の担い手の確保に努めます。</p>

3 障害児通所給付

1. 児童サービス

① 児童発達支援

個別や集団での療育を行う必要がある就学前の障害児に、日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

[見込量と考え方]

2年度までの実績をもとに利用者を見込んでいます。保護者のニーズが高いことから、毎年増を見込んでいます。また、市内事業所が平成30年度以降5か所開設し、市内定員が増えました。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	601	643	688
利用人数(人)	184	206	231
市内定員(人)	70	70	70

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障害児に、児童発達支援のサービスと治療を行うサービスです。

[見込量と考え方]

近隣市で1か所のみ事業者があり、重度の身体障害児にとって重要な支援を担っています。卒業により利用者に入れ替わりがあるため、見込量に増減はありません。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	20	20	20
利用人数(人)	2	2	2
市内定員(人)	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、児童発達支援を行うサービスです。

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。

[見込量と考え方]

市内事業所はありませんが、医療型児童発達支援と同様に重度の身体障害児にとって重要な支援を担っています。一定数の利用を見込みます。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	20	20	20
利用人数(人)	2	2	2
市内定員(人)	0	0	0

④ 放課後等デイサービス

学校に就学しており授業終了後や休業日に支援が必要な障害児に、生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進を行うサービスです。

[見込量と考え方]

市内事業所が平成30年度以降、毎年1か所ずつ開設し、市内定員が増えました。活動内容が療育を主とした事業所と預かりを主とした事業所があり、どちらのタイプも保護者のニーズが高い状況です。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	1,544	1,899	2,336
利用人数(人)	214	257	308
市内定員(人)	69	69	69

⑤ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等で集団生活を営む障害児に対し、その保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

[見込量と考え方]

保育所・幼稚園・学校等へ訪問し、連携強化の取り組みを行っています。2年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。

単位	3年度	4年度	5年度
合計日数(人日分/月)	52	52	52
利用人数(人)	26	26	26

⑥ 障害児相談支援

障害児通所サービスを利用する場合に、個別支援計画やそのケアマネジメント、モニタリングによりサービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援です。

〔見込量と考え方〕

2年度までの実績をもとにサービス利用を見込んでいます。また、アンケート回答のなかで、今後増やしたいサービスで多くの利用希望があり、見込量にも反映しています。

単位	3年度	4年度	5年度
合計人数(人分/月)	56	69	82

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児相談支援	既存事業者に対して、サービス量の確保とサービス内容の拡充を図るよう働きかけます。新規開設を検討する事業者に対しては、積極的な情報提供等を行うことにより、事業参入しやすい環境整備を図ります。 また、障害児が必要な支援を受けられるよう、保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。

4 地域生活支援事業

1. 理解促進研修・啓発事業

地域住民の方向けに、障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

〔見込量と考え方〕

相談支援事業所等と連携して講座や講演会を開催するなど、地域住民の方への普及啓発活動を進めていきます。

	3年度	4年度	5年度
実施見込	有	有	有

2. 自発的活動支援事業

障害者本人やその家族、地域住民の方による自発的な取組みを支援します。

〔見込量と考え方〕

相談支援事業所で実施しているピアサポート事業を継続するなど、当事者等の活動を支援していきます。

	3年度	4年度	5年度
実施見込	有	有	有

3. 相談支援事業

障害のある人が地域で安心して自立生活を送れるよう、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービスに結び付けるよう支援します。

〔見込量と考え方〕

障害者相談支援事業は、引き続き2箇所体制で実施します。計画相談支援の導入によりサービス調整等の支援が事業として確立されたため、より一層の一般相談支援の充実を図ります。また、市町村相談支援機能強化事業についても、引き続き市に専門職員を配置し、実施していきます。

基幹相談支援センターは、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化といった広範な業務を行います。当面、委託による設置はしませんが、今後も市が主体となってその役割を担っていきます。

住宅入居等支援事業は、当該事業に代えて、障害のある人が賃貸住宅に入居する際の公的保証人制度の利用支援や入居保証料を助成する障害者居住支援事業で対応します。

実施見込	3年度	4年度	5年度
① 相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業	有(2ヶ所)	有(2ヶ所)	有(2ヶ所)
イ 基幹相談支援センター	有	有	有
② 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	無	無	無

4. 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人が経済的な理由により成年後見制度の利用を妨げられないことがないよう、成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人報酬などを助成します。また、成年後見等業務を実施できる法人を確保できる体制を整備します。

〔見込量と考え方〕

低所得者を対象に事業を実施していますが、権利擁護センターや多摩南部成年後見センターと連携して支援を進めていきます。

法人後見については、既に多摩南部成年後見センターを整備しており、必要な支援を行っています。

	3年度	4年度	5年度
利用支援事業 実利用見込者数	1人/月	1人/月	1人/月
法人後見支援事業 実施見込	無	無	無

5. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行います。

〔見込量と考え方〕

手話奉仕員養成研修事業（後述）を修了した手話奉仕員が事業の担い手になっています。引き続き安定的に派遣が行えるよう、研修事業を継続します。

手話通訳者設置事業は、平成29年度より手話対応が可能な職員を配置して窓口での対応を行っています。

	3年度	4年度	5年度
	派遣回数 見込数	派遣回数 見込数	派遣回数 見込数
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	250回/年	250回/年	250回/年
② 手話通訳者設置事業	実施有	実施有	実施有

6. 日常生活用具給付等事業

主に身体障害者の日常生活の課題を解決する福祉用具のうち、身体機能の補完となる補装具を除いたものについて、日常生活用具として指定し、その給付を行います。

[見込量と考え方]

近年の給付実績に基づき計上していますが、年度毎の変化が大きい事業で、個別の年度の予測が難しいことから同じ数値を計上しています。

給付等見込件数(年間)	3年度	4年度	5年度
① 介護・訓練支援用具(特殊寝台等)	3人/年	3人/年	3人/年
② 自立生活支援用具(屋内信号装置等)	10人/年	10人/年	10人/年
③ 在宅療養等支援用具(吸引・吸入器等)	10人/年	10人/年	10人/年
④ 情報・意思疎通支援用具(スピーチ等)	9人/年	9人/年	9人/年
⑤ 排泄管理支援用具(ストマ用具)	1600人/年	1600人/年	1600人/年
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2人/年	2人/年	2人/年

7. 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成していくことを目指します。

[見込量と考え方]

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成のため、手話講習会を行います。

	3年度	4年度	5年度
受講見込者数	30人/年	30人/年	30人/年

8. 移動支援事業

外出が困難な知的障害者や精神障害者に同行し、その社会参加の機会を提供するガイドヘルパーを支給します。

[見込量と考え方]

特別支援学校等の卒業生などを中心に利用意向が高いため、年2人ずつの増としています。利用登録のみで実績がない方もいますが、市内外問わず指定事業所も増加している状況のため、必要なサービスを提供できる見込です。

	3年度	4年度	5年度
実利用見込者数	65人/年	67人/年	70人/年
延べ利用見込時間数	5,450時間/年	5,600時間/年	5,750時間/年

9. 地域活動支援センター

障害のある人の日常生活の相談、地域交流の支援を行います。様々なプログラムを実施して活動の機会を提供し、あわせて社会交流の促進を図ります。

[見込量と考え方]

現在、作業所などに通うことが困難な障害者などに対して、居場所やプログラムを提供している地域活動支援センターを継続するとともに、併設する障害者相談支援事業と連携した支援を行います。

	3年度	4年度	5年度
実施見込箇所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
延べ利用見込者数	2,080人/年	2,080人/年	2,080人/年

10. その他事業

- ① 日中一時支援事業：障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。
- ② 訪問入浴サービス事業：居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
- ③ スポーツ・レクリエーション教室等開催事業：障害のある人の体力の増強、交流、様々な活動に資するとともに、障害のある人のスポーツ活動を普及するため、各種のスポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。
- ④ 芸術・文化講座開催等事業：障害のある人の作品展や音楽会など、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害のある人の創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。
- ⑤ 自動車教習費助成事業：障害者が自ら移動することが可能になるように、自動車教習費にかかる費用の一部を助成します。
- ⑥ 自動車改造費助成事業：
障害者が自ら移動するために必要な自動車改造について、その費用の一部を助成します。

※地域生活支援事業については、介護給付・訓練等給付・障害児通所給付などの障害福祉サービスとは異なり、すべて予算の範囲内で実施することになります。

[見込量と考え方]

- ① 日中一時支援事業：継続して利用希望のあるサービスのため、自然増を見込んでいます。サービスの提供時間が類似している放課後等デイサービスと合わせて、確保に努めます。
- ② 訪問入浴サービス事業：現在2事業者に委託し、実施しています。
- ③ スポーツ・レクリエーション教室等開催事業：身体・知的障害者を対象としたあおぞらスポーツを開催しています。
- ④ 芸術・文化講座開催等事業：市内障害児学級・障害者関係施設利用者の出演による音楽発表等を通して、市民の障害者理解の促進と理解に努めます。
- ⑤ 自動車教習費助成事業：近年の利用の実績に基づき利用量を見込みましたが、申請に基づき助成していきます。

⑥自動車改造費助成事業：近年の利用の実績に基づき利用量を見込みましたが、申請に基づき助成していきます。

	3年度	4年度	5年度
① 日中一時支援事業	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
	70人/月	70人/月	70人/月
② 訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
	6人/月	6人/月	6人/月
③ スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施見込	実施見込	実施見込
	有	有	有
④ 芸術・文化講座開催等事業	実施見込	実施見込	実施見込
	無	有	有
⑤ 自動車教習費助成事業	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
	2人/年	2人/年	2人/年
⑥ 自動車改造費助成事業	実利用見込者数	実利用見込者数	実利用見込者数
	1人/年	1人/年	1人/年

第 3 章

アンケートの内容と結果について

1 第6期障害福祉計画等のためのアンケートについて

本計画の策定にあたって、障害者や障害福祉サービスの利用者等のニーズなどを把握することにより、基礎資料とするため、アンケート調査を行いました。

<第6期障害福祉計画等アンケート>

【対象者】 計1,500人（下記条件から無作為抽出）

- ・市内に住所を有する、障害福祉サービスの利用者（児童含む）
- ・市内に住所を有する、障害者手帳の所有者（児童含む）

【実施方法】 令和2年8月に一斉発送を行い、WEB、郵送あるいは窓口にて回収。

【実施期間】 令和2年8月～9月

【回収率】 43.6% = 回収数 654件 / 対象者数 1,500人

※このアンケート調査の他、事業者等へアンケートを行いニーズや課題の把握に努めました。

（第4章参照）

2 障害のある方等に対するアンケート集計結果

障害のある方等に対するアンケート集計結果については、以下のとおりです。

1 回答者について

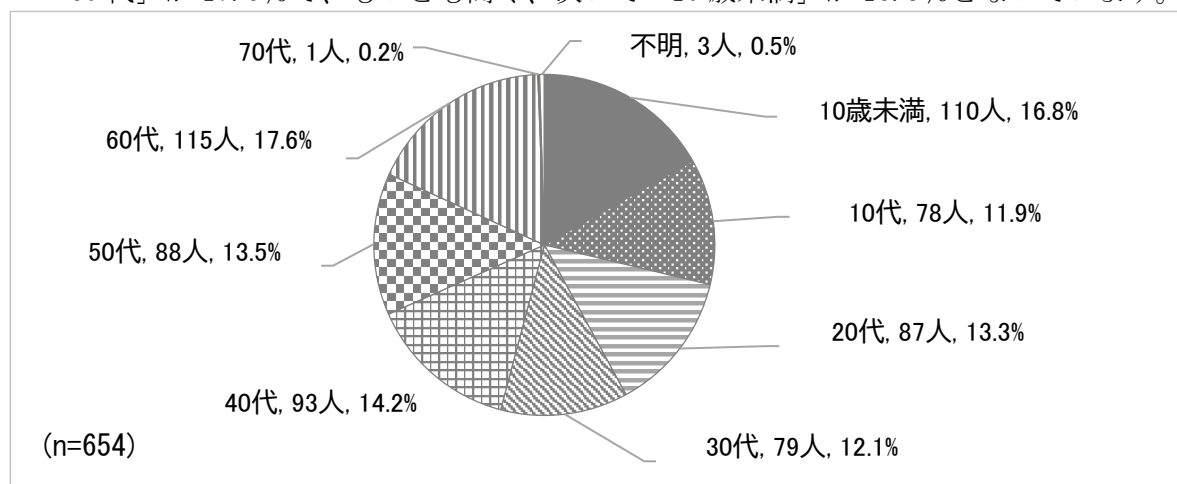
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

「本人」が47.4%で、もっとも高くなっています。

回答者	人数	割合
本人	310	47.4%
家族	254	38.8%
介助者	3	0.5%
無回答	87	13.3%
総計	654	

問2 あなたの年齢を教えてください。(令和2年8月1日現在)

「60代」が17.6%で、もっとも高く、次いで「10歳未満」が16.8%となっています。



問3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

「男性」が58.6%となっています。

対象者性別	人数	割合
男性	383	58.6%
女性	268	41.0%
無回答	3	0.5%
総計	654	

問4 あなたがお住いの地域はどこですか。(〇は1つだけ)

「東長沼」が17.0%でもっとも高く、次いで「矢野口」が15.6%となっています。

地区	人数	割合
矢野口	102	15.6%
東長沼	111	17.0%
大丸	92	14.1%
百村	30	4.6%
坂浜	30	4.6%
平尾	73	11.2%

地区	人数	割合
押立	37	5.7%
向陽台	77	11.8%
長峰	44	6.7%
若葉台	56	8.6%
無回答	2	0.3%
総計	654	

問5 いま、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに〇)

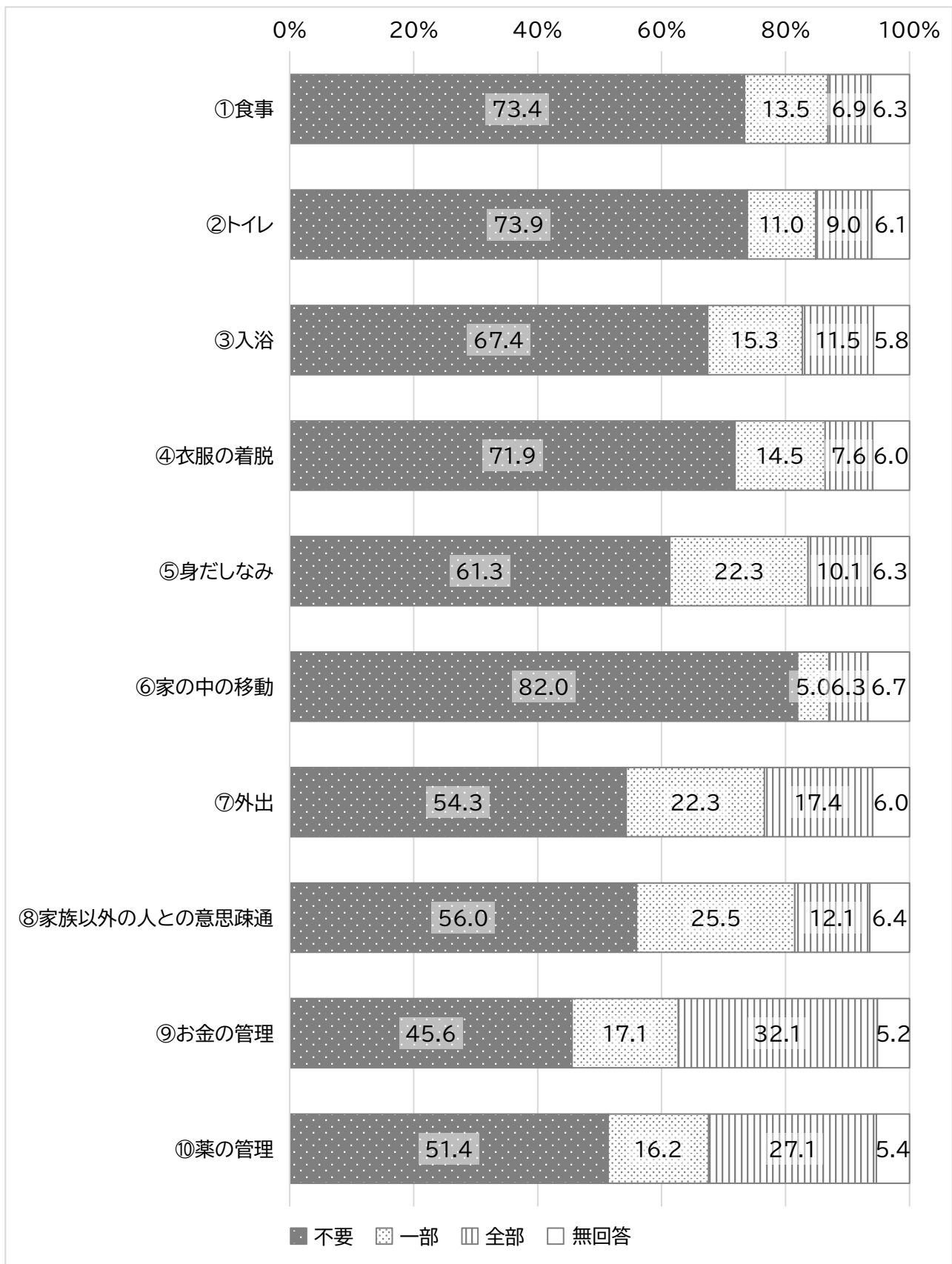
「父母・祖父母・兄弟姉妹」が57.8%でもっとも高く、次いで「配偶者」が24.2%となっています。

一緒に暮らしている人	人数	割合
父母・祖父母・兄弟姉妹	378	57.8%
配偶者	158	24.2%
子ども	95	14.5%
その他	17	2.6%
いない	88	13.5%

(n=654)

問6 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。

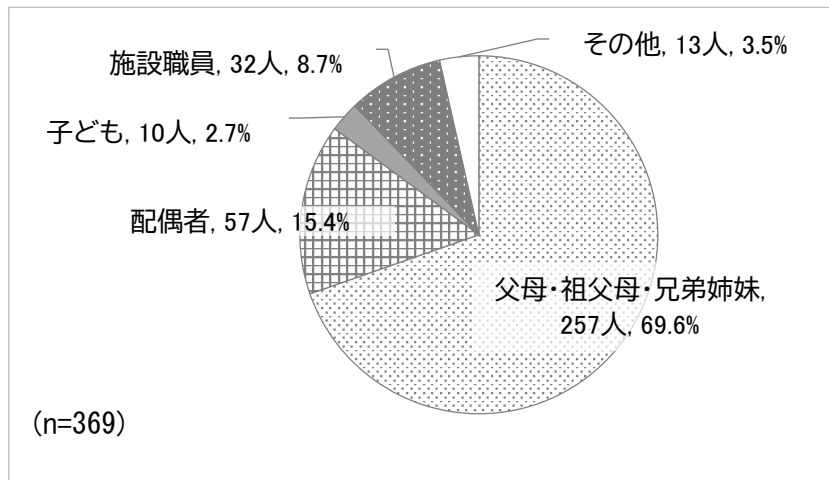
各支援について「不要」がもっとも高く、「お金の管理」と「薬の管理」は「全部支援が必要」が次いで高くなっています。



【問6で「一部（時々）必要」または「全部必要」と答えた方のみ】

問7 あなたを支援してくれる方は、主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

「父母・祖父母・兄弟姉妹」が69.6%でもっとも高く、次いで「配偶者」が15.4%でした。



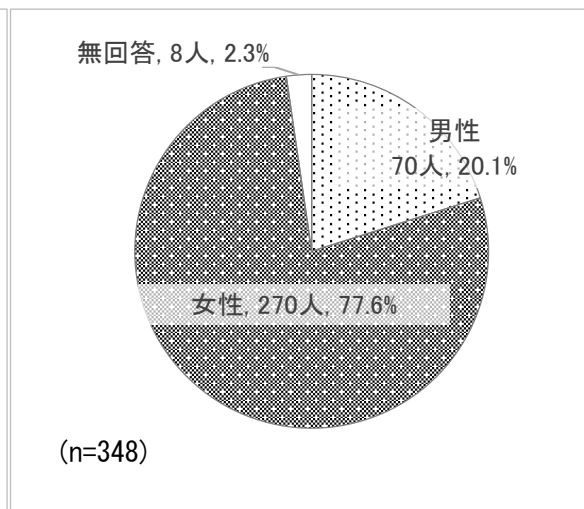
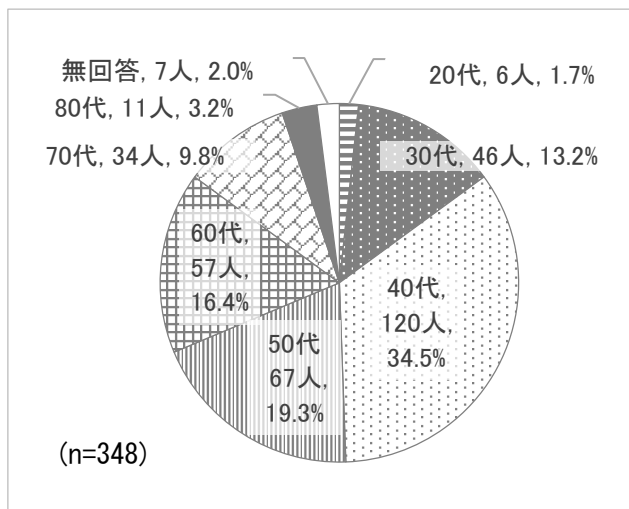
【問7で「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者（夫または妻）」、「子ども」と答えた方のみ】

問8 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

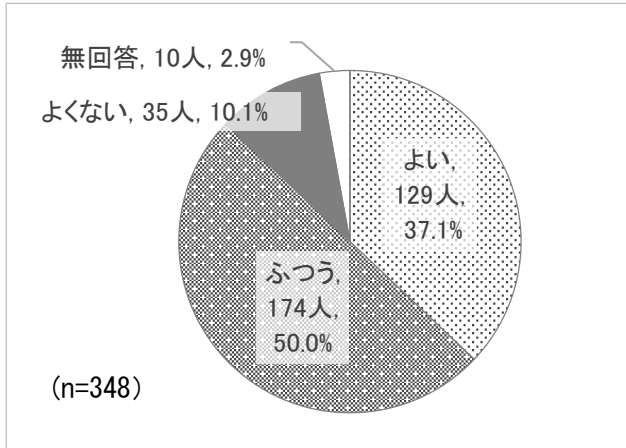
年齢は「40代」が34.5%でもっとも高く、次いで「50代」が19.3%でした。性別は、「女性」が77.6%でした。支援者の健康状態は「ふつう」が50.0%でもっとも高く、次いで「よい」が37.1%でした。

[支援者の年代]

[支援者の性別]



[支援者の健康状態]



2 回答者の障害について

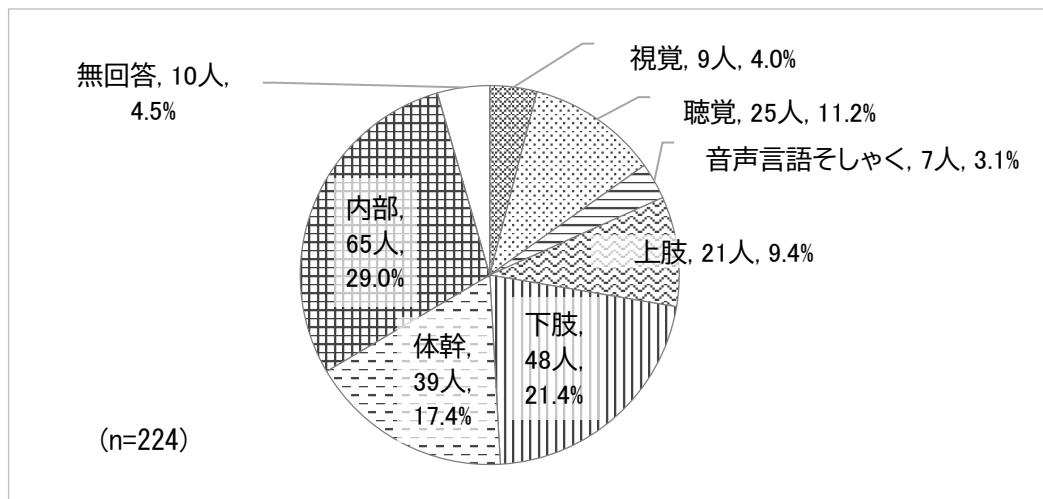
問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

「手帳なし」が60.4%でもっとも高く、次いで「1級」が13.1%でした。

身障手帳	人数	割合
1級	86	13.1%
2級	45	6.9%
3級	31	4.7%
4級	40	6.1%
5級	14	2.1%
6級	8	1.2%
手帳なし	395	60.4%
無回答	35	5.4%
総計	654	

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害を教えてください。(〇は1つだけ)

「内部」が29.0%でもっとも高く、次いで「下肢」が21.4%でした。



問11 あなたは愛の手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

「手帳なし」が59.5%でもっとも高く、次いで「4度」が18.3%でした。

愛の手帳	人数		割合	
1度	16	222	2.4%	33.8%
2度	46		7.0%	
3度	40		6.1%	
4度	120		18.3%	
手帳なし障害有	7	7	1.1%	60.6%
手帳なし	389	389	59.5%	
無回答	36	36	5.5%	5.5%
総計	654			

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

「手帳なし」が71.4%でもっとも高く、次いで「2級」が10.7%でした。

精神手帳	人数		割合	
1級	8	134	1.2%	20.5%
2級	70		10.7%	
3級	56		8.6%	
手帳なし障害有	17	17	2.6%	74.0%
手帳なし	467	467	71.4%	
無回答	36	36	5.5%	5.5%
総計	654			

【18歳未満の方のみ】

問13 【18歳未満の方のみお答えください】あなたは重症心身障害者の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

「受けている」は5.6%でした。

重心認定	人数	割合
受けている	10	5.6%
受けていない	164	92.1%
無回答	4	2.2%
総計	178	

問14 あなたは難病（指定難病）の認定を受けていますか。（〇は1つだけ）

「受けている」は6.7%でした。

難病認定	人数	割合
受けている	44	6.7%
受けていない	561	85.8%
無回答	49	7.5%
総計	654	

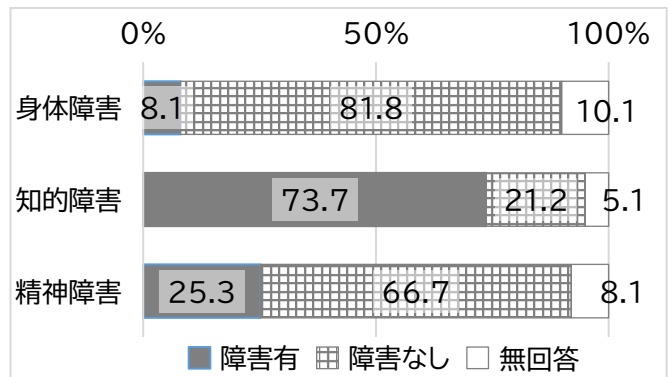
問15 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。（〇は1つだけ）

「ある」は31.3%でした。

発達障害診断	人数	割合
ある	205	31.3%
ない	423	64.7%
無回答	26	4.0%
総計	654	

[発達障害診断：障害別（重複有）]

障害種別	障害あり	障害なし	無回答
身体障害	8	81	10
知的障害	73	21	5
精神障害	25	66	8
総計	106	168	23



問16 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

「ある」は4.3%でした。

高次脳診断	人数	割合
ある	28	4.3%
ない	584	89.3%
無回答	42	6.4%
総計	654	

【問16で「ある」を選択された方のみ】

問17 その関連障害をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

「音声言語そしゃく」が67.9%でもっとも高く、次いで「上肢」が57.1%でした。

高次脳関連障害	人数	割合
視覚	5	17.9%
聴覚	3	10.7%
音声言語そしゃく	19	67.9%
上肢	16	57.1%
下肢	15	53.6%
体幹	8	28.6%
内部	3	10.7%

(n=28)

問18 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)

「受けている」は23.2%でした。

医療的ケア	人数	割合
受けている	152	23.2%
受けていない	466	71.3%
無回答	36	5.5%
総計	654	

【問18で「受けている」を選択された方のみ】

問19 あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

「服薬管理」が52.0%でもっとも高く、次いで「その他」が25.0%でした。

医療的ケア内容	人数	割合
気管切開	12	7.9%
呼吸器	6	3.9%
吸入	13	8.6%
吸引	16	10.5%
胃ろう腸ろう	9	5.9%
鼻腔経管栄養	8	5.3%
IVH	2	1.3%
透析	16	10.5%
カテーテル留置	4	2.6%
ストマ	7	4.6%
服薬管理	79	52.0%
その他	38	25.0%

(n=152)

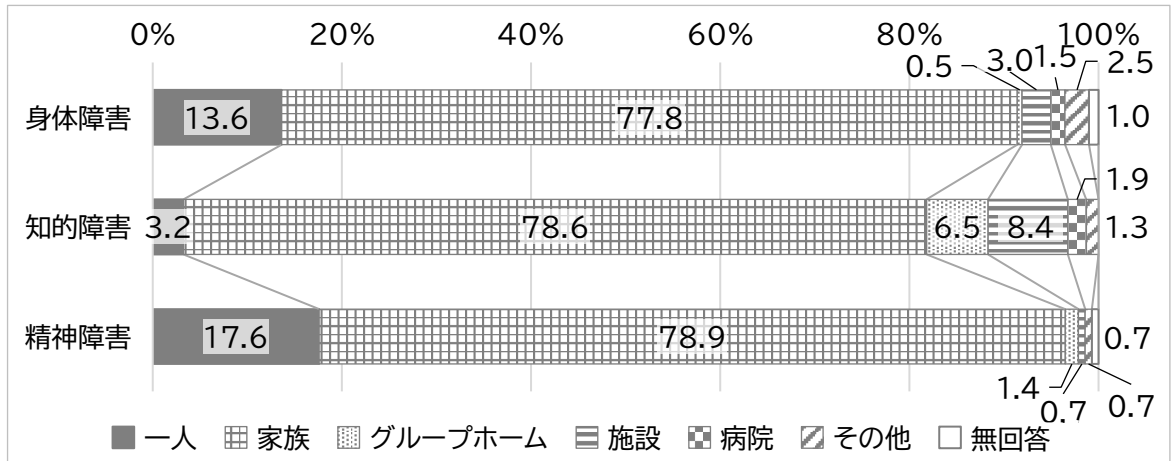
3 住まいや暮らしについて

問20 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

「家族」が84.3%でもっとも高く、次いで「一人」が8.1%でした。

現在の暮らし	人数	割合
一人	53	8.1%
家族と	551	84.3%
グループホーム	13	2.0%
施設	16	2.4%
病院	8	1.2%
その他	6	0.9%
無回答	7	1.1%
総計	654	

[現在の暮らし:障害別(重複有)身体 198 人、知的 154 人、精神 142 人]

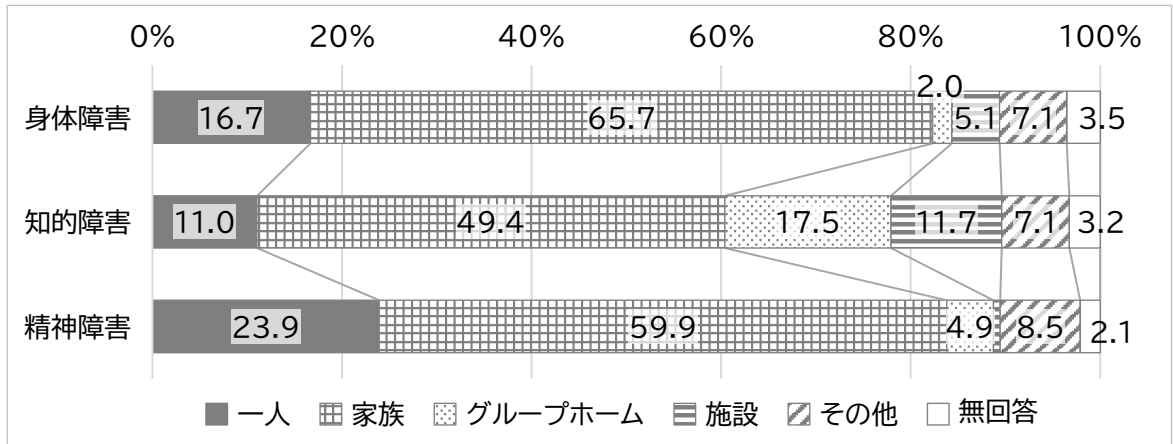


問21 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいとおもいますか。(〇は1つだけ)

「家族」が69.7%でもっとも高く、次いで「一人」が12.4%でした。

今後3年の暮らし	人数	割合
一人	81	12.4%
家族	456	69.7%
グループホーム	33	5.0%
施設	27	4.1%
その他	40	6.1%
無回答	17	2.6%
総計	654	

[今後3年の暮らし:障害別(重複有)身体 198 人、知的 154 人、精神 142 人]



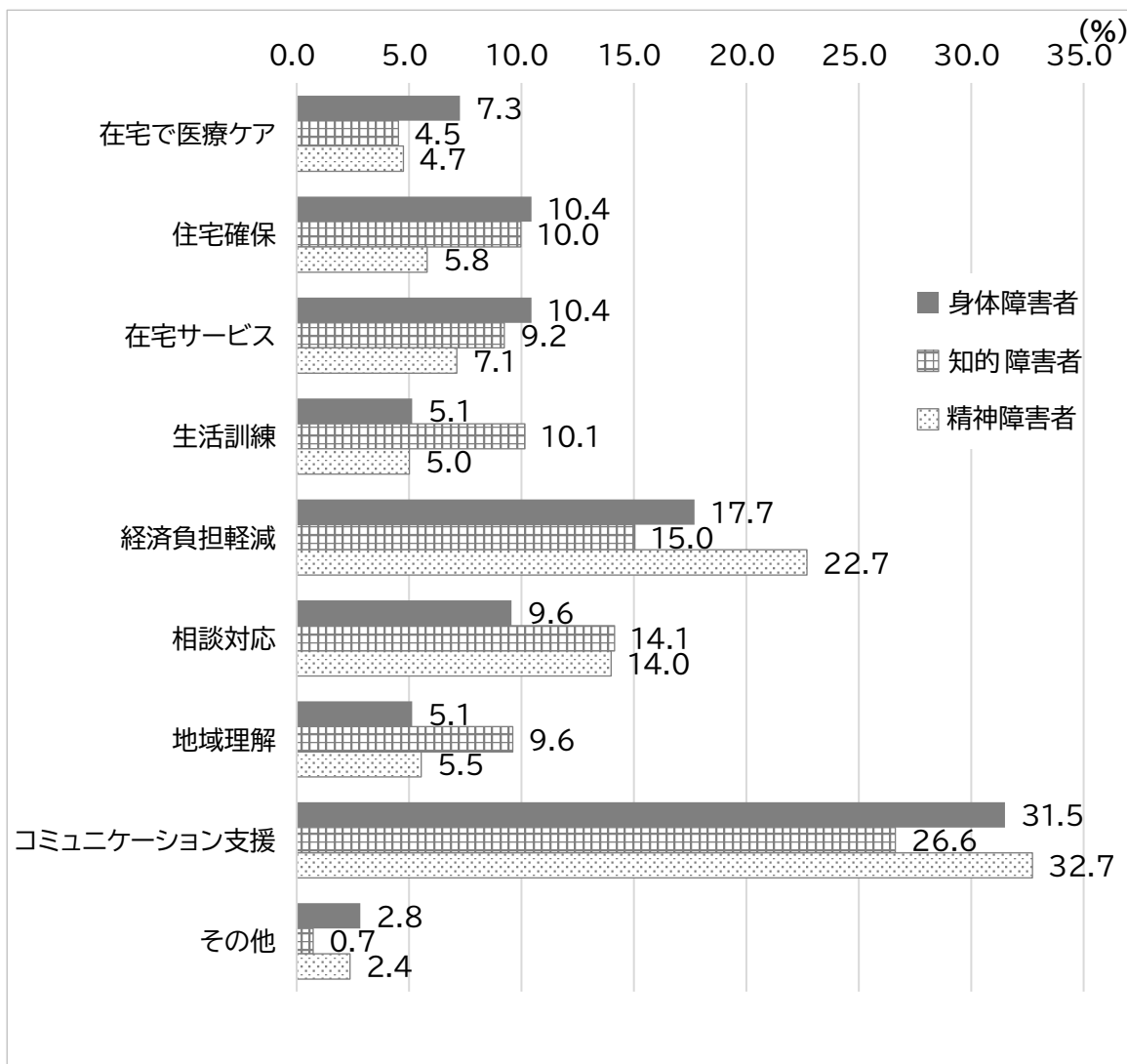
問22 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があれば良いと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「コミュニケーション支援」が 91.3%でもっとも高く、次いで「経済負担軽減」が 53.8%でした。

希望する暮らしに必要な支援	人数	割合
在宅で医療ケア	87	13.3%
住宅確保	150	22.9%
在宅サービス	154	23.5%
生活訓練	138	21.1%
経済負担軽減	352	53.8%
相談対応	250	38.2%
地域理解	144	22.0%
コミュニケーション支援	597	91.3%
その他	49	7.5%

(n=654)

[希望する暮らしに必要な支援:障害別(重複有)身体 224 人、知的 229 人、精神 151 人]

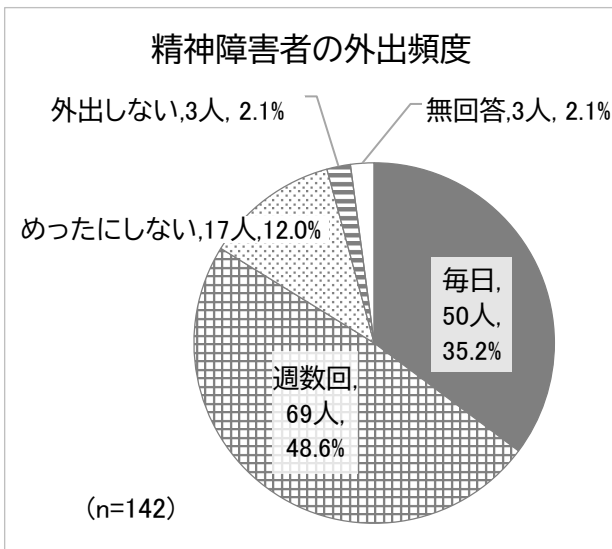
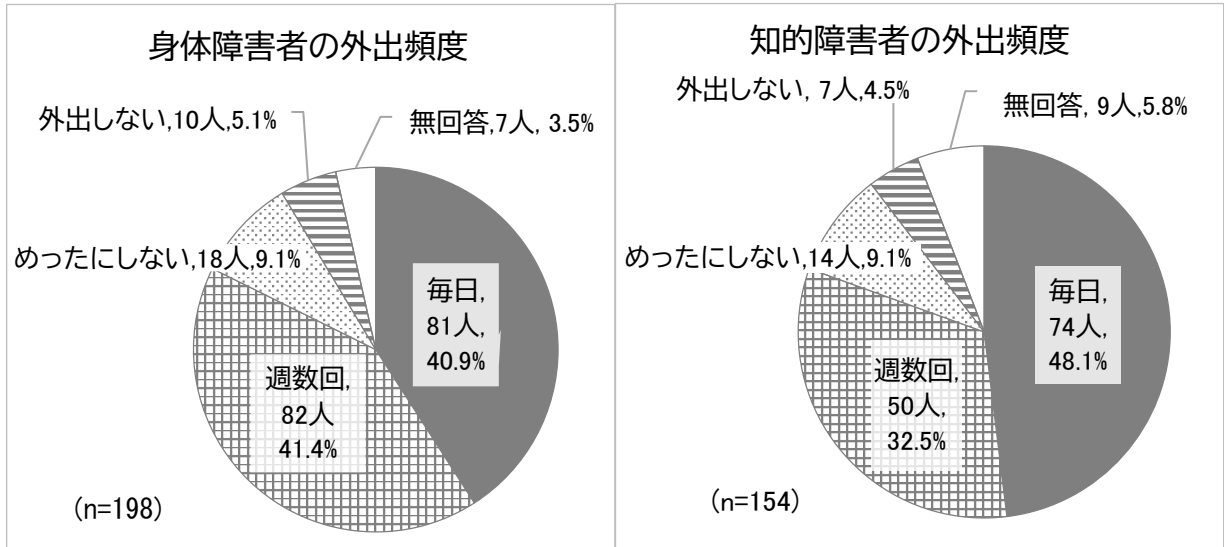


問23 あなたは1週間にどの程度外出しますか。(〇は1つだけ)

「毎日」が50.0%でもっとも高く、次いで「週数回」が36.5%でした。

外出頻度	人数	割合
毎日	327	50.0%
週数回	239	36.5%
めったに外出しない	51	7.8%
外出しない	17	2.6%
無回答	20	3.1%
総計	654	

【外出頻度(18歳以上):障害別(重複有)】



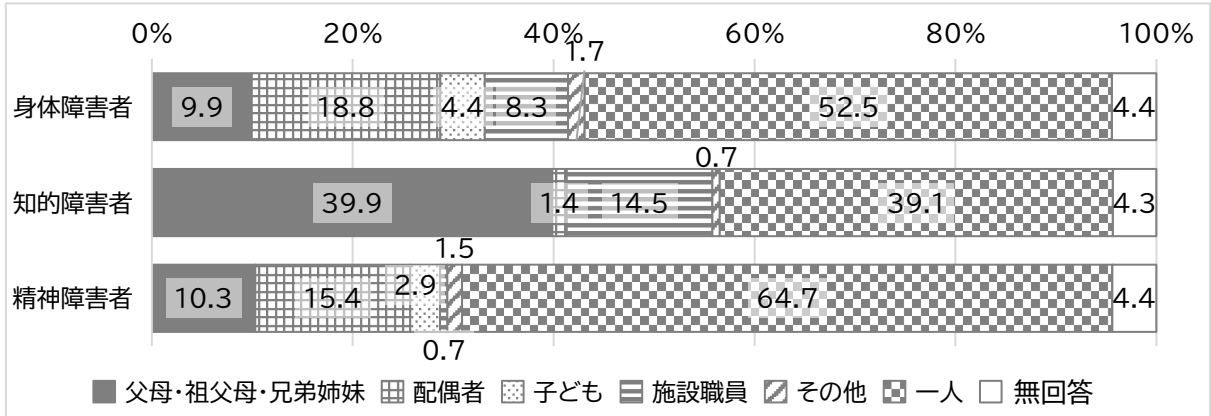
【問23で「外出しない」以外を選択した方のみ】

問24 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つだけ)

「一人」が44.6%でもっとも高く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が35.3%でした。

外出時の同伴者	人数	割合
父母・祖父母・兄弟姉妹	218	35.3%
配偶者	61	9.9%
子ども	12	1.9%
施設職員	28	4.5%
その他	4	0.6%
一人	275	44.6%
無回答	19	3.1%
総計	617	

[外出時の同伴者(18歳以上):障害別(重複有)身体181人、知的138人、精神136人]



【問23で、「外出しない」以外を選択した方のみ】

問25 あなたはどのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

「通勤・通学・通所」が64.7%でもっとも高く、次いで「買い物」が62.2%でした。

外出目的	人数	割合
通勤・通学・通所	399	64.7%
訓練・リハ	70	11.3%
医療機関	307	49.8%
買い物	384	62.2%
友人・知人	111	18.0%
趣味・スポーツ	106	17.2%
グループ活動	65	10.5%
散歩	217	35.2%
その他	20	3.2%

(n=617)

【問23で「外出しない」以外を選択した方のみ】

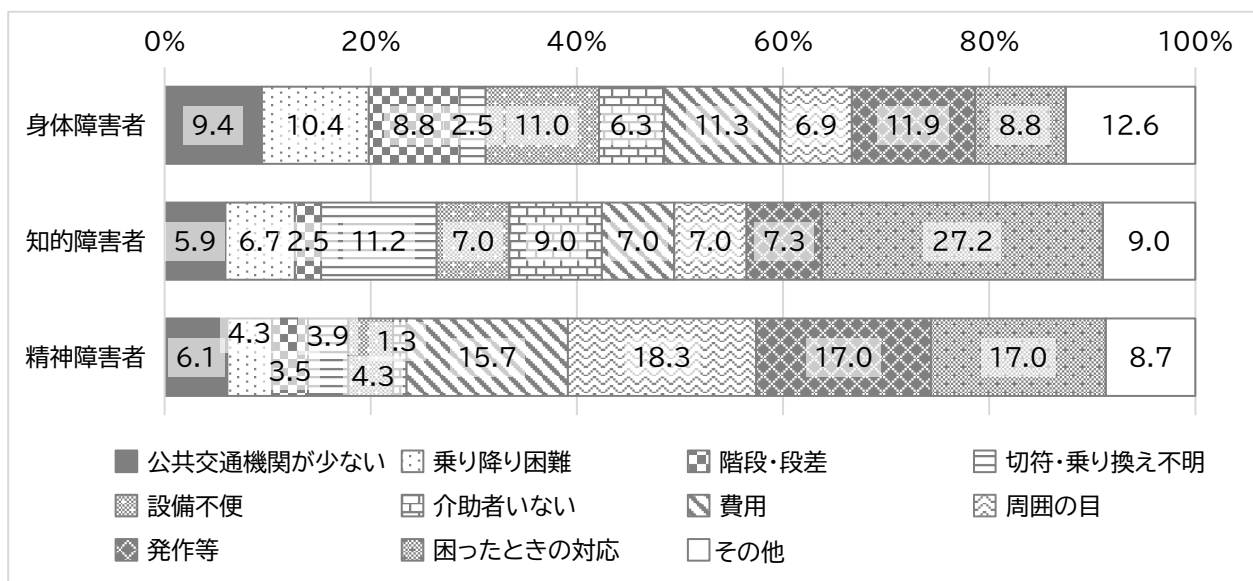
問26 外出するときに困ることはなんですか。(あてはまるものすべてに○)

「困ったときの対応」が27.1%でもっとも高く、次いで「その他」が17.0%でした。

外出時困ること	人数	割合
公共交通機関が少ない	62	10.0%
乗り降り困難	58	9.4%
階段・段差	42	6.8%
切符・乗り換え不明	56	9.1%
設備不便	55	8.9%
介助者いない	45	7.3%
費用	100	16.2%
周囲の目	86	13.9%
発作等	91	14.7%
困ったときの対応	167	27.1%
その他	105	17.0%

(n=617)

[外出時に困ること:障害別(重複有)身体 155 人知的 173 人, 精神 115 人]



4 日常生活の状況について

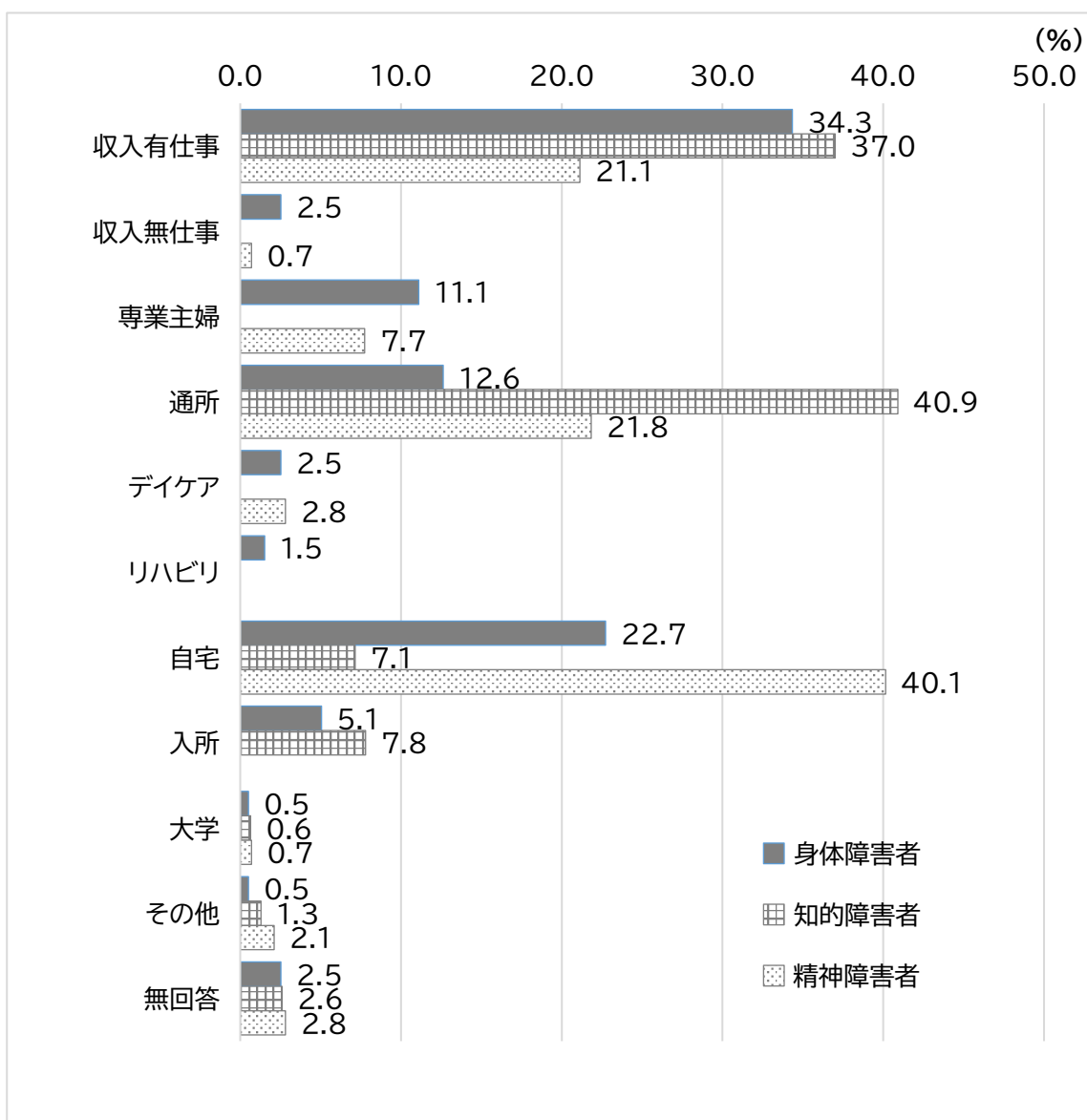
問27 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)

「収入有仕事」が24.9%でもっとも高く、次いで「自宅」が17.9%でした。

平日の過ごし方	人数	割合
収入有仕事	163	24.9%
収入無仕事	7	1.1%
専業主婦	35	5.4%
通所	106	16.2%
デイケア	7	1.1%
リハビリ	3	0.5%
自宅	117	17.9%

平日の過ごし方	人数	割合
入所	19	2.9%
大学等	3	0.5%
特別支援学校	49	7.5%
一般校	63	9.6%
幼稚園保育園	53	8.1%
その他	13	2.0%
無回答	16	2.4%
総計	654	

[平日の過ごし方:障害別(重複有)身体 198 人、知的 154 人、精神 142 人]



【問27で「会社勤めまたは、自営業、などの収入を得る仕事をしている」を選択した場合のみ】

問28 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)

「正職員」が34.4%でもっとも高く、次いで「非常勤派遣」が30.7%でした。

勤務形態	人数	割合
正職員	56	34.4%
正職員障害配慮あり	35	21.5%
非常勤派遣	50	30.7%
自営	9	5.5%
その他	7	4.3%
無回答	6	3.7%
総計	163	

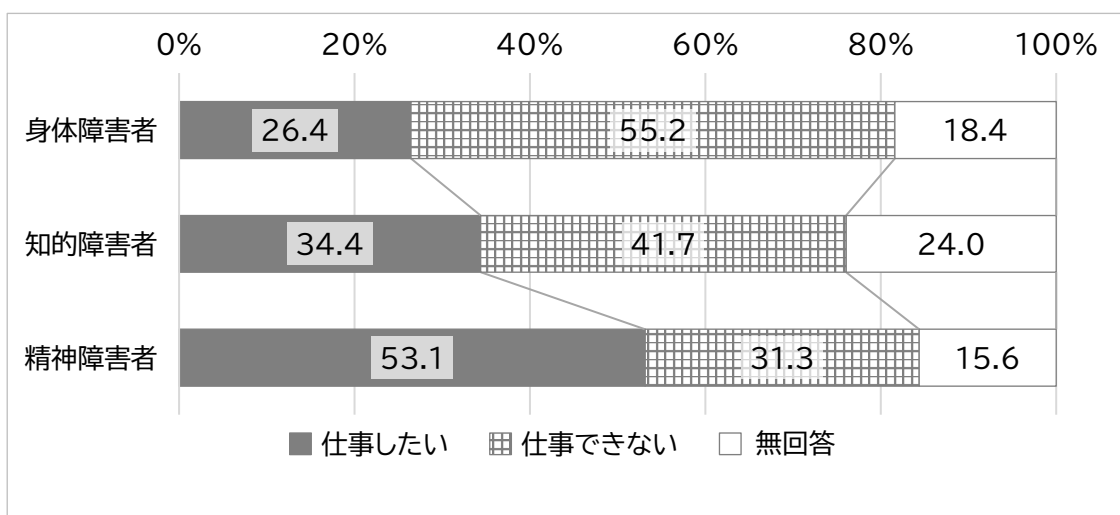
【問27で「会社勤めまたは、自営業、などの収入を得る仕事をしている(収入有仕事)」以外を選択した18歳から64歳の方のみ】

問29 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(〇は1つだけ)

「仕事をしたい」がもっとも高く42.1%でした。

今後仕事をしたいか	人数	割合
仕事したい	106	42.1%
仕事できない	97	38.5%
無回答	49	19.4%
総計	252	

[今後仕事をしたいか:障害別(重複有)身体87人、知的96人、精神96人]



【問29で「会社勤めまたは、自営業、などの収入を得る仕事をしている」を選択した方のみ】

問30 収入を得る仕事をするために、職業訓練等を受けたいと思いますか。(〇は1つだけ)

「受けたい」がもっとも高く46.2%でした。

職業訓練を受けたいか	人数	割合
受けている	16	15.1%
受けたい	49	46.2%
受けない	33	31.1%
無回答	8	7.5%
総計	106	

問31 あなたは障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思えますか。(あてはまるものすべてに〇)

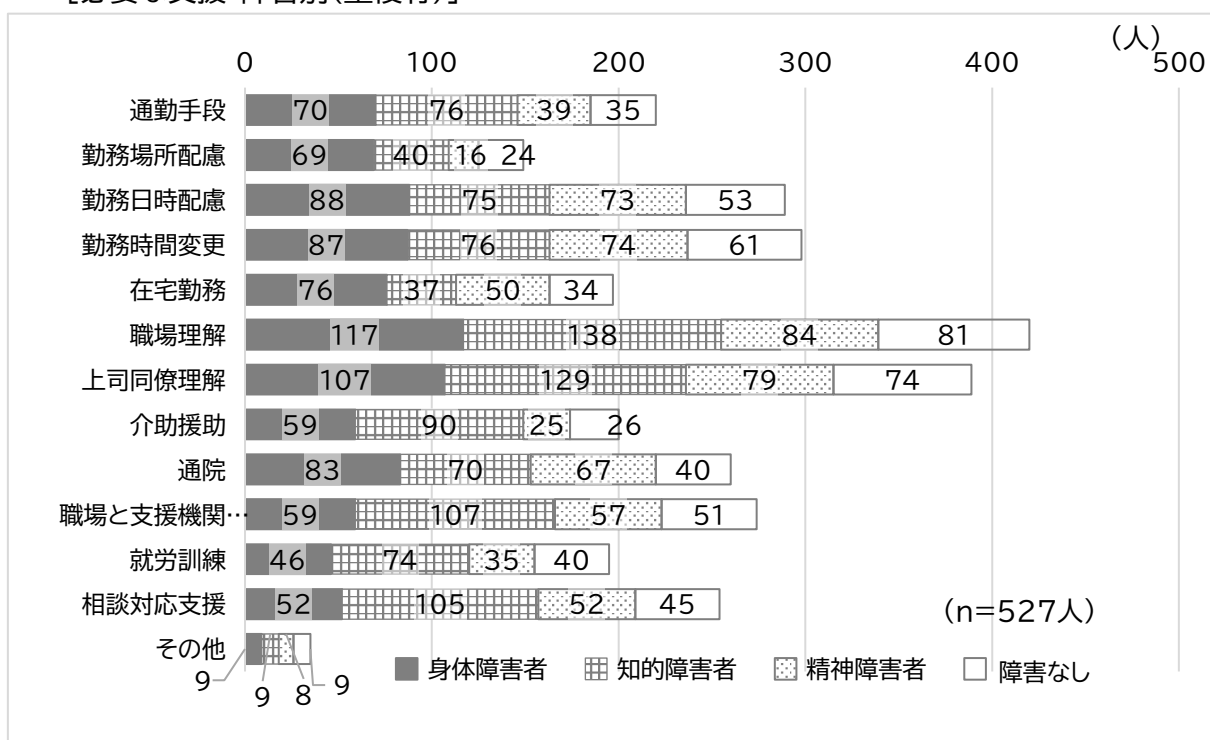
「職場理解」が57.5%でもっとも高く、次いで「上司同僚理解」が53.7%でした。

就労に必要なこと	人数	割合
通勤手段	193	29.5%
勤務場所配慮	126	19.3%
勤務日時配慮	260	39.8%
勤務時間変更	266	40.7%
在宅勤務	175	26.8%
職場理解	376	57.5%

(n=654)

就労に必要なこと	人数	割合
上司同僚理解	351	53.7%
介助援助	173	26.5%
通院	224	34.3%
職場と支援機関連携	243	37.2%
就労訓練	172	26.3%
相談対応支援	223	34.1%
その他	28	4.3%

[必要な支援:障害別(重複有)]



5 相談について

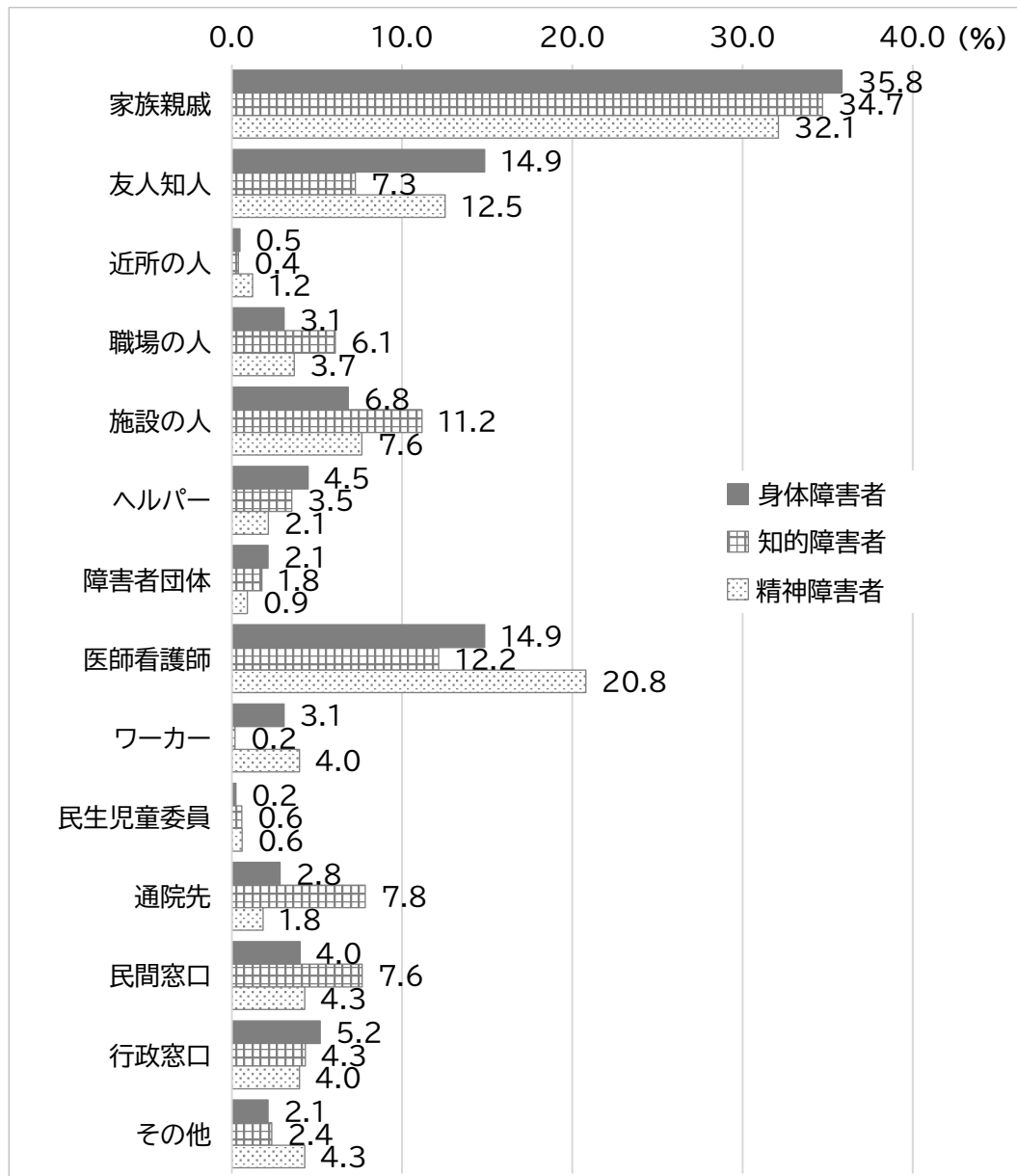
問32 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

「家族親戚」が76.5%でもっとも高く、次いで「医師看護師」が29.5%でした。

相談者	人数	割合	相談者	人数	割合
家族親戚	500	76.5%	医師看護師	193	29.5%
友人知人	156	23.9%	ワーカー	25	3.8%
近所	10	1.5%	民生児童委員	6	0.9%
職場	55	8.4%	通院・先生	86	13.1%
施設	114	17.4%	民間窓口	61	9.3%
ヘルパー	38	5.8%	行政窓口	52	8.0%
障害者団体	18	2.8%	その他	36	5.5%

(n=654)

[相談相手：障害別（重複有）身体 197 人、知的 208 人、精神 143 人]



問33 あなたは障害のことや福祉サービスに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

「事業者・施設」が91.9%でもっとも高く、次いで「家族・知人」が36.7%でした。

情報入手先	人数	割合
本・テレビ	152	23.2%
行政広報	216	33.0%
インターネット	232	35.5%
家族・知人	240	36.7%
事業者・施設	601	91.9%
障害者団体	42	6.4%
医師・看護師	113	17.3%
ワーカー	24	3.7%
民生児童委員	1	0.2%
通院・先生	69	10.6%
民間窓口	65	9.9%
行政窓口	63	9.6%
その他	18	2.8%

(n=654)

6 障害福祉サービス等の利用について

問34 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

「受けていない」がもっとも高く70.5%でした。

区分	件数	割合	
1	8	1.2%	17.7%
2	22	3.4%	
3	31	4.7%	
4	21	3.2%	
5	9	1.4%	
6	25	3.8%	
受けていない	461	70.5%	70.5%
無回答	77	11.8%	11.8%
総計	654		

問35 あなたは次のサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。

[現在、利用しているサービス]

「計画相談」が18.3%でもっとも高く、次いで「就労継続支援」が12.2%でした。18歳未満では「放課後等デイサービス」が42.1%でもっとも高く、次いで「児童発達支援」が32.0%でした。

サービス	利用している	利用無	無回答	利用割合
①居宅介護	24	476	154	3.7%
②重度訪問介護	12	488	154	1.8%
③同行援護	4	489	161	0.6%
④行動援護	27	469	158	4.1%
⑤重度障害者包括支援	7	486	161	1.1%
⑥施設入所支援	20	471	163	3.1%
⑦短期入所	37	456	161	5.7%
⑧療養介護	13	475	166	2.0%
⑨生活介護	35	460	159	5.4%
⑩自立生活援助	14	474	166	2.1%
⑪共同生活援助	15	474	165	2.3%
⑫自立訓練	23	462	169	3.5%
⑬就労移行支援	19	467	168	2.9%
⑭就労継続支援	80	420	154	12.2%
⑮就労定着支援	22	461	171	3.4%
⑯計画相談	120	374	160	18.3%
⑰地域移行支援	17	468	169	2.6%
⑱地域定着支援	21	461	172	3.2%

(n=654)

18歳未満サービス	利用している	利用無	無回答	利用割合
⑲児童発達支援	57	97	24	32.0%
⑳医療型児童発達支援	9	140	29	5.1%
㉑放課後等デイサービス	75	81	22	42.1%
㉒障害児相談支援	40	109	29	22.5%
㉓居宅訪問型児童発達支援	1	146	31	0.6%
㉔保育所等訪問支援	22	129	27	12.4%
㉕福祉型児童入所施設	1	148	29	0.6%
㉖医療型児童入所施設		149	29	0.0%

(n=178)

[今後3年以内に利用を予定しているサービス（障害者）：障害別（重複有）]

「計画相談」が70人でもっとも多く、次いで「共同生活援助」が34人でした。

(人)

サービス	身体	身体・愛	身体・精神	愛	愛・精神	精神	身体・愛・精神	無	合計
①居宅介護	3	4		6		1	1		15
②重度訪問介護	4	2		3			1		10
③同行援護	2			2			1		5
④行動援護	1	3		8		1			13
⑤重度障害者包括支援	1	1		3					5
⑥施設入所支援		4		11		2			17
⑦短期入所	1	2		10	1	1		1	16
⑧療養介護		1		1		1		1	4
⑨生活介護		2		1		1		1	5
⑩自立生活援助	1	1		6		3	1	2	14
⑪共同生活援助		1	1	24	1	5		2	34
⑫自立訓練	3		2	8		5			18
⑬就労移行支援	2		2	6		9			19
⑭就労継続支援	3		2	6		13		2	26
⑮就労定着支援	2		2	4	1	5		1	15
⑯計画相談	8	9	2	27	2	16	1	5	70
⑰地域移行支援	1		1	14		7		1	24
⑱地域定着支援	3	1	1	13	1	2		1	22

(n=654)

[今後3年以内に利用を予定しているサービス（障害児）：障害別（重複有）]

「障害児相談支援」が39人でもっとも多く、次いで「計画相談」30人でした。

(人)

サービス	身体	身体・愛	愛	愛・精神	身体・愛・精神	無	合計
①居宅介護		2			1	1	4
②重度訪問介護		2			1	1	4
③同行援護					1	1	2
④行動援護		1	2		1	2	6
⑤重度障害者包括支援		1			1	1	3
⑥施設入所支援	1	1	1		1	1	5
⑦短期入所	1	4	5		1	1	12
⑧療養介護		1	1			1	3
⑨生活介護		1	2		1	1	5
⑩自立生活援助		1	2	1		1	5
⑪共同生活援助		1	1			2	4
⑫自立訓練		1				1	2
⑬就労移行支援			2	1		1	4
⑭就労継続支援			2	1		2	5
⑮就労定着支援			3	1		1	5
⑯計画相談	2	6	8	1	2	11	30
⑰地域移行支援			3	2	1	2	8
⑱地域定着支援		1	6	2	1	2	12
⑲児童発達支援	1		1		1	7	10
⑳医療型児童発達支援		1	1			5	7
㉑放課後等デイサービス	1	3	4		1	15	24
㉒障害児相談支援	1	5	12	3	2	16	39
㉓居宅訪問型児童発達支援			1		1	2	4
㉔保育所等訪問支援			3			4	7
㉕福祉型児童入所施設				1		3	4
㉖医療型児童入所施設	1			1		1	3

(n=178)

問36 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)

「利用している」は7.7%でした。

介護サービス	人数	割合
利用している	23	7.7%
利用していない	231	77.8%
無回答	43	14.5%
総計	297	

(40歳以上)

【問36で「利用している」を選択した方のみ】

問37 該当する要介護度はどれですか。(〇は1つだけ)

「要支援2」が26.1%でもっとも高く、次いで「要介護5」が17.4%でした。

介護度	人数	割合
要支援1	2	8.7%
要支援2	6	26.1%

介護度	人数	割合
要介護1	1	4.3%
要介護2	3	13.0%
要介護3	2	8.7%
要介護4	2	8.7%
要介護5	4	17.4%
無回答	3	13.0%
総計	23	

【問36で「利用している」を選択した方のみ】

問38 利用している介護保険サービスはどれですか。(あてはまるものすべてに〇)

「訪問看護」、「福祉用具貸与」が30.4%でもっとも高く、次いで「訪問介護」、「デイサービス」、「通所リハビリテーション」が21.7%でした。

介護保険サービス	人数	割合	介護保険サービス	人数	割合
訪問介護	5	21.7%	老人福祉施設	1	4.3%
訪問入浴	2	8.7%	老人保健施設		0.0%
訪問看護	7	30.4%	療養型医療施設	1	4.3%
訪問リハビリテーション	3	13.0%	療養型医療施設	1	4.3%
夜間対応訪問		0.0%	有料老人ホーム等	1	4.3%
巡回訪問介護		0.0%	介護医療院		0.0%
居宅療養管理	1	4.3%	グループホーム		0.0%
デイサービス	5	21.7%	老人福祉施設生活介護		0.0%
通所リハビリテーション	5	21.7%	特定施設生活介護		0.0%
地域密着型通所	1	4.3%	小規模多機能		0.0%
認知症対応通所		0.0%	複合型サービス		0.0%
ショートステイ	2	8.7%	福祉用具貸与	7	30.4%
短期入所		0.0%	福祉用具販売	4	17.4%

多くの方から、障害福祉サービスに関して、また障害福祉サービスに限らず様々なご意見をいただきました。そのなかで、多かったもの、特徴的なものを抜粋して次に記載します。

○居宅介護

- ・ヘルパーが必要な時間に使えない。ヘルパーがなかなか見つからずに困っている。
- ・研修会を開催し増員するような道筋をつけて取り組んで欲しい。

○通所施設、入所施設

- ・学校卒業後の成人の支援を拡大してほしい。稲城市内で就労できる環境をもっと増やしてほしい。
- ・生活介護、医療的ケアの可能な重症心身障害児の通所事業所が足りていない。学校卒業後行く先がありません。
- ・肢体不自由児の利用できる放課後等デイサービスが少なくて困っている。
- ・グループホーム、作業所、短期入所施設がさらに増えてほしいです。
- ・親亡き後に安心して託せるグループホームが増えてほしい。本人の状況に応じて選択できる環境を望んでいる。
- ・重度知的障害者にも対応できるグループホームを作してほしい。

○相談

- ・障害のある人（家族）が相談できる施設がもう少しあればいいと思う。
- ・市と幼稚園・保育園・学校を連携して欲しい。情報がほしい。

○障害児関連

- ・学校も含めて ADHD、不安障害等情緒面の障害について支援サービスが少ない。
- ・発達障害について知識を深める機会を増やして欲しい。

○その他

- ・福祉サービスに対する情報が分かりにくい。必要な福祉サービス、受けられるものについて教えてほしい。
- ・自然災害時における障害者の避難場所等を不安に思うところが多い。
- ・高齢者と共に暮らす共生型サービスを模索してほしい。
- ・ネット環境が整う中、出席日数に縛られない教育の場の提供、在宅ワーク可能な職場の紹介など、社会とのつながりを保てるような支援をしていただきたい。

第4章

障害者団体や事業者への調査及び
市民意見公募の結果について

1 第6期障害福祉計画等のための団体・事業者調査について

第3章で集計したサービス利用者からのアンケート結果だけでなく、当事者関係団体やサービスを提供する事業者等に調査を行い様々なご意見をいただきました。そのなかで、多かったもの、特徴的なものを抜粋して次に記載します。

【調査対象団体・事業所】

○障害者関係団体

- ・稲城市身体障害者福祉協会
- ・稲城市精神障害者家族会（稲穂会）
- ・稲城市聴覚障害者協会
- ・日本オストミー協会三多摩支部
- ・稲城七つの子
- ・稲城ポニークラブ
- ・稲城知的障害者支援ネットワーク

○障害福祉関係事業所

<ヘルパー派遣事業所>

- ・稲城市社会福祉協議会
- ・ニチイケアセンター稲城
- ・NPOふれあい広場ポーポーの木
- ・やのくち正吉苑
- ・ヘルパーステーションUP
- ・ヘルパーステーションあんさんぶる稲城

<日中活動系サービス事業所>

- ・稲城市社会福祉協議会（通所訓練室・エイトピア工房）
- ・リノール・リノールII
- ・ベネッセソシアス稲城センター
- ・パサージュいなぎ
- ・障害者就労支援センターなえぎ
- ・島田療育センター（重心児療養介護）

<障害児通所事業所>

- ・友遊クラブI合
- ・島田療育センター
- ・ウイング稲城
- ・リアン稲城
- ・ルフレいなぎ
- ・生活クラブあのねのお家

<障害者支援施設（入所施設）>

- ・パサージュいなぎ

<相談支援事業所>

- ・マルシェいなぎ
- ・稲城市社会福祉協議会
- ・島田療育センター 相談支援センターしまだ

○学校関係

- ・都立多摩桜の丘学園

2 当事者団体からの主な意見

1 障害福祉サービス・相談支援の充実について

- ・現状の相談支援は一人の支援者が担当する件数が多く、相談支援が充実しているとは言えないと思う。研修を積んだ相談員の増加を望む。
- ・相談員が家族から吸い上げた不安や悩みの情報を、障害福祉課と共有する体制を更に強化し、問題解決の早期発見、そして支援の充実をより促進させてほしい。
- ・市内に各種サービスを提供できる事業所が少なく、柔軟なサービスの提供を受けにくいと感じている。市内の事業所不足、人材不足解消のため、行政から事業所への情報提供だけでなく、更なる働きかけをお願いしたい。
- ・陽だまりヘルプを利用したい人が自分で活動員、介護人を探す現状は大変厳しい。既に登録されている活動員を紹介するなど、市が仲介する体制を整えてほしい。
- ・障害がある若しくは可能性がある子どもの保護者が、早期にかつ容易に支援にたどり着けるような窓口やホームページを整備していただきたい。
- ・受けられる援助も手続きも全く分からない保護者が戸惑うことが多いので、相談窓口が一本化されると助かる。
- ・移動支援事業所を増やしてほしい。保護者の負担を減らし、子どもの自立を促す過程を支えてほしい。
- ・日中一時支援事業所が市内に少なく十分な利用ができない。また、青年成人期余暇支援事業なども促進し、障害者とその家族の支援を充実させて欲しい。
- ・市内に重度の知的障害者や重度の身体障害者を受け入れるグループホームがないため、誘致を望む。
- ・相談員を中心として、生まれてから切れ目のない支援を受け続けられるよう支援会議を定期的を開催するなど、積極的に関係機関の情報共有を進めてほしい。
- ・今後、医療の発達に伴い増えるであろう医療ケアを必要とする児・者が、安心して暮らしていけるように、看護師を配置するなど受け入れられる施設（ショートステイ、通所施設、グループホームなど）を増やしてほしい。
- ・生活介護の通所施設が少ない。
- ・市内で利用できる短期入所施設が少ない（連泊利用ができると助かる）。
- ・相談窓口を知らせる方法の強化を図ってほしい。
- ・相談支援事業所と身体障害者相談員の連携体制が必要。
- ・オンラインによる相談体制、福祉サービスの手続きができるようにしてほしい。

2 支援者・職員のスキルについて

- ・障害者の障害と、その人の特性・個性について理解しようとする気持ちが大切だと思う。
- ・障害者本人が自信を持てる事ができたり、楽しいと感じる時間が持てるような関わりをして欲しい。
- ・経験を積んだ介護スタッフ(特に男性)がなかなか見つからない。人材の確保や育成のための体制を整えてほしい。
- ・障害を持つ子ども達の学校や家庭での様子を、障害福祉課の職員に見ていただきたい

い。事務処理での関わりだけでなく、子どもの生き生きとした姿を感じて欲しい。

- ・ 職員がマスクをつけていることにより、表情や口形がみえないので困る。口元がわかる透明マスクをつけてほしい。
- ・ 手話ができる職員が在席、離席の場合の案内板を設置してほしい。
- ・ 各課職員が手話や筆談対応できるようにしてほしい。
- ・ 民生委員も聴覚障害者に対する理解、手話を学ぶ講座を開いてほしい。
- ・ 聴覚障害をもつ高齢者が増えてきており、デイサービス等の施設関係者が手話を学びたいという声がある。施設内で手話を教えてほしい。
- ・ 手話講習会について、予算と時間の制約があるため、技術等の向上・手話通訳者の養成が十分でない。市や社会福祉協議会による手話講習会の積極的なPRをしてほしい。
- ・ 手話通訳者の中で手話技術に差があるため、研修体制、実践を行ってほしい。
- ・ 地域活動支援センターは、3障害に対応しているが、登録はしても利用状況は芳しくないと感じる。より当事者に合った新しいプログラムの開拓やピア活動など、今の精神保健福祉活動の潮流を勉強して欲しいと思う。まだ支援につながっていない人々への働きかけなどを工夫し、多くの市民に地域活動支援センターの情報を発信して欲しい。
- ・ 手話通訳設置については、1日単位でなく、半日単位で対応してほしい(例：月曜日午前、水曜日午後)。

3 障害者差別解消・障害への理解について

- ・ 民生委員が障害者宅に訪問・電話等を年1回位行ってほしい。日常生活や障害の程度等を把握し、コミュニケーションを取ることで地域共生社会実現の一助として活躍してもらいたい。
- ・ 広報活動や障害者と直接交流できる場の提供（スポーツ等）をしてほしい。
- ・ 小中学校での福祉教育について、これまでの車いす体験や総合の授業に加え、多摩桜の丘学園の児童と直接交流をする機会を設けるなど検討していただきたい。障害児・者と健常者が体験や経験を共有する事で障害への理解が進むので、差別や偏見を障害者本人と同じくらい受ける兄弟児の支援にもつながる。
- ・ 社会福祉協議会のボランティアセンターで行っている、児童、生徒向けの「福祉体験学習」を、市内の全小中学校で実施されることを望むとともに、成人にも継続的に障害への理解が深まる機会や働きかけをお願いしたい。
- ・ 私たち当事者よりも一般市民へのアプローチが大切だと思う。障害者への理解を進めるためには、一般市民が障害者と接する機会を多く作っていくことが有効な方法だと思う。
- ・ オストメイトにとって、老後、自身でストーマ装具交換が困難になったとき「誰かに支援してもらえるか？」が不安である。「研修を受けた介護職員によるストーマ装具交換の実現」へ向けて、病院や介護関連組織等の見解を聞いて頂くことを希望する。

4 就労について

- ・ 市内で就労できるよう事業所を誘致して欲しい。また、市役所等での障害者の雇用を増やして欲しい。
- ・ 学校卒業後、軽度、中等度障害者向けの事業所は増えたが、重度重複障害者、医ケア

が必要な方を対応できる事業所は増えていない。稲城市で生涯を暮らすためには、地域内での事業所の開設が早急に必要である。同じ市民の一員として、市の仲間に囲まれた生活を切に望む。

- ・市内に一般企業で障害者就労を募集する所を増やせるよう、働きかけを推進してほしい。
- ・稲城市内の会社で聴覚障害者が就労できるようにしてほしい。
- ・身体障害者相談員、障害者相談支援事業所との連携、ハローワークとの連携を強くしてほしい。
- ・就労について、多様な働き方、考え方が現在の潮流である。当事者の特性や考え方を大切にされた支援ができる事、また選択肢を増やす意味でも、チャレンジ実習などに地域の社会資源を有効に使うことが求められていると思う。

5 災害時の対応について

- ・災害の時、身内が遠いので一番頼りにしているのは行政や近所の方だが、どこまで自分の身を守れるか心配である。
- ・障害者の特性を考慮して専用避難所を設け、事前に知らせてほしい。
- ・災害時の備品の中に、嚙下障害者のための「粒の無いマッシュ食」を入れてほしい。
- ・避難経路が階段という施設（中央文化センター等）が多く、車いすだと避難出来ない所がある。逃げ遅れる事が起きないように、更なる環境の整備をお願いしたい。
- ・避難所において、配慮が必要な人への対応が考慮されている一方で、当事者にはまだまだ周知がされていない。広報で周知を促すほかに、個別の避難計画の作成を支援する仕組みやサポーターの整備など、日常的なケア同様に個別の支援を推進してほしい。
- ・大災害時は、避難所や福祉避難所のほか、在宅で避難生活を送る要支援者も多くなり、ヘルパーも被災者なので介護の手が手薄になると予想される。分散して避難生活を送る要配慮者や要支援者に、ボランティアや支援者の手が届くよう、連携の仕組みを日ごろから推進してほしい。
- ・市の防災訓練に当事者とともに参加した際、災害弱者の支援について地域の方と共有し、理解を深めるよい機会になったと感じた。相互理解のために、要支援者関連のブースを設け、車いす避難の難しさや移乗介助の体験、関連情報の展示などを検討してほしい。
- ・大型台風上陸の場合、市内外から車で避難する人の駐車場所が検討されているようだが、障害児・者の場合も車両で避難が多いので、多めに駐車場所を確保し、契約している場所について事前に開示してほしい。
- ・長期停電になった場合、在宅避難者で避難所へ何度も充電に行けない家庭もある。在宅で医療機器を使用する家庭の支援（地域での蓄電池や発電機の貸し出しなど）があれば、具体的に開示いただきたいと思う。
- ・サイレンや緊急放送などが聞こえないため、聴覚障害者のいる世帯に、字幕が出るケーブルテレビ、緊急放送受信機器の設置を推奨してほしい。
- ・聴覚障害者は避難所での放送が聞こえないので、見える情報の整備が必要。
- ・災害時支援行動について、障害者も参加し、お互いに行動できるかを把握することが大切。
- ・各避難所に看板等の目に見える情報を置いてほしい。

- ・放送やお知らせがある時、その情報を手話で表現ができるスタッフが1人いると助かる。
- ・災害時支援行動マニュアルには、障害者当事者の意見、支援者の意見を取り上げ、反映してほしい。
- ・障害の特性に合わせた避難行動マニュアル(現在も簡単なものがある)を関係者に配布してほしい。
- ・今後も予想される災害に対して、地域での避難訓練を行い、障害のある方へのサポートをイメージできる事が必要だと思う。また、一番大切なのは、日頃からの声の掛け合い、知る事だと思う。障害理解につながる「ハンドブック」の作成をして市民に手渡すことが今求められていると思う。
- ・オストメイト各自が使用しているストーマ用装具の一部を、災害時のために市の施設で装具保管してほしい。

6 バリアフリーについて

- ・公共施設の明るく個室が広い洋式トイレ・誰でもトイレ・エレベーター・スロープ・手すりの設置。
- ・少しずつバリアフリーは進んでいるが、駒澤学園内の大ホール、児童館、個人経営のお店などには段差があり、車いす利用者は利用が出来ない。整備をお願いしたい。
- ・市内の多目的トイレに、「ユニバーサルシート付きトイレ」の設置をお願いしたい。肢体不自由校に通う子どもは、オムツを使用していることが多く、ベビーベッドでは交換ができない。便座にも座ることができず、自力歩行が困難な為、シート付きでない「車いす対応トイレ」は使用できない。
- ・公共施設に聴覚障害者にも分かるように、見える情報を獲得できる機器を整備してほしい。
- ・市の情報や議会中継などの動画に手話通訳付き、字幕付きをつけてほしい。手話や字幕がつかない場合は、即時テキストを出してほしい。
- ・遠隔手話通訳サービスをつけてほしい。
- ・市長の動画メッセージに字幕だけでなく、手話通訳も取り入れてほしい(YouTube)。
- ・災害時の対応についてとリンクしていると思う。精神障害者にとって、こころのバリアフリーも大切である。差別、偏見を少しでも解消するには、障害理解をどう進めていくか、どのように普及活動をしていくか、イベントの開催など年間を通して、関係諸団体のネットワークが必要である。

7 その他

- ・グループホームの他に施設型の入所施設も必要だと思う。
- ・グループホームの環境のチェックを定期的に行い、利用者の声も聞いて欲しい。
- ・「つながりパーク」は事業者や障害者団体、福祉課職員、保健師が参加して情報が得られ、交流できる良い機会だと思う。安定して開催できるよう行政が積極的に関わって欲しい。
- ・「誰一人として取り残さない」SDGsの理念にそった障害福祉計画の作成を強く望む。
- ・医療的ケア児については、昨今、多くのメディアで取り上げられ、社会的にその支援

の在り方について議論がされている。医療的ケア児が地域で適切な支援を受けられるようになることを期待している。

- 障害福祉関係の手続きが平日であるため、なかなか行けない。土曜日に開所して、障害福祉関係の手続きをしてほしい。
- 市役所放送内容がスマホ（アプリ）に反映できるようにしてほしい（字幕化）。
- 市役所及び関連施設内をWI-FI環境にしてほしい。
- 手話は言語であることを市民に広く知らせるとともに市手話言語条例の設定を強く押し進める必要がある。
- パーティション等で仕切りしているようだが、手続きのペーパーレス化にすれば、パーティションは不要となり、明るくなるのではと思う。
- 当事者、家族の一時避難場所を多くの家族が求めている。緊急時の対応に対して、市の取り組みを明確にしてほしいと思う。
- 現在検討、進行中の「地域生活支援拠点」の市民への周知、徹底が要であると思う。困っている当事者、家族がワンストップで相談にたどりつける事が必要になる。そのために基幹相談支援センターには、ソーシャルワークができる人材が複数必要だと思う。家族会もピアサポートとして相談先になることもあると思う。広報などで、その存在を知らせてほしいと思う。

3 サービス提供事業者からの主な意見

1 ヘルパー等の人員不足について

- ・ヘルパーも高齢化してきたため、身体介護を提供できる人材が少なくなってきた。
- ・重度訪問介護のように長時間対応できるヘルパーがいない。また朝早くや夕方遅い時間に働けるヘルパーがいない。
- ・継続的にヘルパーを募集している状況。派遣依頼が入る場合には、一人の活動者の負担が大きくなることが懸念されコーディネートに悩むところである。
- ・居宅系サービスにおいてヘルパーが不足しており、特に男性ヘルパーは不足している。
- ・長時間の支援や派遣回数が多い場合、時間や曜日の指定が多い場合、マッチングの確率が下がる。
- ・職員の確保が難しいため、重度訪問介護の長時間ケアが不足している。

2 障害サービスについて

- ・保護者の高齢化もあり、自宅近くまでの送迎を希望する方もいるが、車両や人員の関係で実施できていない。
- ・就労に特化したサービスを求めている方が多くいる。しかし、他市へ通所することの不安等もある様子。
- ・制度上は福祉サービス利用時に計画相談支援利用が必須であるが、セルフプランで利用している方が多数いる現状。全ての方に対して計画相談を提供することが難しい。
- ・セルフプランの利用者が多く、ニーズに対して計画相談は不足していると思う。しかし、計画相談担当で基本相談を含めたすべての業務を行い、独立採算で行うのは困難だと考える。特に家族が高齢であったり単身の利用者は、給付対象とならない基本相談に相当する業務が多くなることが挙げられる。

3 障害児への支援について

- ・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス（重症心身障害）についての問い合わせや相談が数件あり、ニーズはあるが市内には紹介できる施設がない。
- ・計画相談のニーズがある。中核的な機能を持つ事業所が必要だと思う。
- ・医療的ケア児の通所サービスが不足している。
- ・児童発達支援事業の希望が少なく、放課後等デイ通所の希望が多いため、現段階では、未就学児を受け入れる余裕がなくなっている。
- ・外遊びを重視しているので、担当スタッフの配置に必要とする車椅子使用の利用者について、人件費や送迎車が車椅子に対応していないのが課題である。
- ・定期的に自立支援協議会こども部会を開催していただき、現状の課題について確認していけるとよいと思う。
- ・サービスを利用される方々にサービス、環境、対応などをアドバイスしてほしい。新規保護者の方々への精神面でのサポートをしてほしい。

4 定員状況や事業所の新設について

- ・ 南多摩5市の主に重症心身障害児者を対象にしているが、申込者待機リストに10名程度おり、1年以上お待たせしている状況である。稲城市の方は待機の中にはいないので、稲城市の重心の方は市内事業所が適切に対応されているものと感じている。

5 その他

- ・ スタッフの高齢化や従事の資格要件を考えると、介護保険サービスを中心として行っている事業所の人的資源を障害者支援に投入するには限界があると感じている。
- ・ 送迎サービスを行っているが、サービスの維持が年々厳しくなっている。要因は①運転できる職員が少なくなっている、②施設入所支援の利用者の重度化、高齢化が進み、マンツーマン対応が増えてきている。このため、送迎サービスに充てる人員の調整が難しい。

4 市民意見公募について

令和3年2月1日～2月15日に、本計画の案に対する市民意見公募を実施しました。

市ホームページ・市役所・出張所・文化センター等において第6期稲城市障害福祉計画・第2期稲城市障害児福祉計画（案）を閲覧のうえ、7名の方からご意見をいただきました。主なご意見は次のとおりです。

- ・移動支援のヘルパーの人数の増員を目指してほしい。
- ・生活介護事業所（重症心身障害者通所施設を含む）が市内に不足している。医療的ケアが必要で動ける児・者の受け入れを想定した設計をお願いしたい。
- ・グループホームだけでなく、希望すれば地域で一人暮らしや自分の家族と暮らせるように地域生活支援拠点を充実してほしい。
- ・地域自立支援協議会の委員に知的障害者当事者またはその家族を増やしてほしい。
- ・地域自立支援協議会の専門部会の委員に、当事者や家族を加えて、具体的なニーズを拾い上げ、市民に寄り添った協議の場となることを期待する。
- ・地域自立支援協議会の専門部会のこども部会に、肢体不自由児（重心医ケア児を含む）について、意見できる事業所がメンバーに入っていない。障害種別に偏りなく、意見交換が可能な構成をお願いしたい。
- ・アンケートの回答率を上げるための対策を一緒に考えたい。
- ・関係機関の協議の場の設置について、医療的ケア児の当事者もしくは医療的ケア児に日頃から接している事業者を加えてほしい。
- ・計画推進のためのPDCAサイクルのC：チェック、A：改善を実施した結果を市民に対して明確に分かるようにしてほしい。
- ・当事者用にふりがなをふったわかりやすい計画をつくるとさらに良いと思う。

付属資料

1 稲城市地域自立支援協議会の開催状況

年度	回	日 時	議 題
30	第1回	平成30年7月27日	① 自立支援協議会について ② 障害福祉にかかわる現状について
	第2回	平成30年10月4日	① 自立支援協議会について ② 障害福祉にかかわる現状について
	第3回	平成30年12月13日	① 部会からの報告について ② 医療的ケア児(者)支援のための協議について
	第4回	平成31年2月21日	① 部会からの報告について ② 地域生活支援拠点等の整備について
31	第1回	令和1年7月30日	① 自立支援協議会について ② 障害者計画等について
	第2回	令和1年10月29日	① 部会からの報告について ② ワークショップ
	第3回	令和1年12月24日	① 部会からの報告について ② 日中サービス支援型共同生活援助開設に係る評価
	第4回	令和2年2月27日	① 部会からの報告について ② 地域生活支援拠点等の整備について
2	第1回	令和2年7月28日	① 地域生活支援拠点等の整備について ② 障害福祉計画等について
	第2回	令和2年10月5日	① 部会からの報告について ② 地域生活支援拠点等の整備について ③ 障害福祉計画等について
	第3回	令和2年11月10日	① 部会からの報告について ② 地域生活支援拠点等の整備について ③ 障害福祉計画等について
	第4回	令和3年2月18日	① 部会からの報告について ② 地域生活支援拠点等の整備について ③ 障害福祉計画等について
	第5回	令和3年3月23日	① 地域生活支援拠点等の整備について ② 障害福祉計画等について ③ 令和3年度予算の特徴について

2 稲城市地域自立支援協議会委員名簿

(令和2年度末)

選出区分	組織名	氏名	備考
学識経験者	大妻女子大学	藏野 ともみ	会長
福祉サービス事業者	社会福祉法人 正夢の会	山本 あおひ	副会長
相談支援事業者	稲城市社会福祉協議会	寺尾 和子	
福祉サービス事業者	NPO法人 わくわく	石川 哲	
福祉サービス事業者	NPO法人 友遊クラブ	高橋 俊豪	
保健医療関係者	島田療育センター	津野 由記子	
保健医療関係者	東京都南多摩保健所	糸川 須美	
教育・雇用関係者	都立多摩桜の丘学園	池永 満寿美	
教育・雇用関係者	社会福祉法人 正夢の会	青野 修平	
障害当事者団体	稲城市身体障害者福祉協会	進藤 直人	
障害当事者団体	稲城市精神障害者家族会	高野 玲子	
その他市長が認める者	民生児童委員	狩野 和枝	

敬称略 選出区分順

3 稲城市地域自立支援協議会設置要綱

稲城市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年7月9日
市長 決 裁

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、稲城市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の作成・進行管理に関すること。
- (5) その他、障害者の自立に向け必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 障害当事者団体
- (6) 地域ケアに関する学識経験者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、公布日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

第6期 稲城市障害福祉計画

第2期 稲城市障害児福祉計画

令和3年3月発行

○発行 稲城市福祉部 障害福祉課 障害福祉係
(稲城市役所2階 ③番窓口)

〒206-8601 稲城市東長沼2111

電話 042-378-2111 (内線221/224/226/229/230)

FAX 042-378-5677

メールアドレス shougai Fukushi@city.inagi.lg.jp